

## 第424回南国市議会定例会会議録

第2日 令和3年12月7日 火曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

— \*

### 欠席議員

なし

— \*

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	山崎伸二	会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫
福祉事務所長	池本滋郎	教 育 長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	天羽庸泰	農業委員会 事務局長	弘田明平
消 防 長	小松和英		

-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書 記	門脇智哉		

-----\*

#### 議事日程

令和3年12月7日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

-----\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

-----\*

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

-----\*

#### 一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） おはようございます。日本共産党の村田敦子です。

9月議会に引き続き、今回もトップバッターで質問をさせていただきます。御答弁をよろしくお願いします。

1問目は、生活保護について質問します。

厚生労働省が今月1日に、生活保護の9月分の申請件数が前年同月比6.1%増の2万156件だ

ったと発表しました。前年同月より申請件数が増えるのは5か月連続ということですが、本市におきまして9月末における被保護人員は令和2年度末から12世帯減、17人減となっています。8月、9月はコロナ感染者が爆発的に増加し、緊急事態宣言で厳しい雇用情勢が続いていたと厚労省は分析しています。本市でも同じ状況下であったと思うのですが、福祉事務所に来て困っていると言っても、生活保護とは違う自立支援や困窮者支援の窓口につないでしまうなど、申請者を窓口で追い返す、ソフトな水際作戦が行われてはいないでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） さきの3月議会の中山研心議員の質問に対しまして、市長は助けを必要とする市民に対し、1人の取りこぼしもつukらないことを目指すとの答弁をされました。生活保護は最後のセーフティーネットとよく言われますが、援助が必要な市民については、本人の申請意思の確認ができれば必ず申請を受理することが大切であると考えており、本市において、俗に言う水際作戦は行われていないと確信をしております。

また、今後も引き続き職員の資質向上にも努め、市民に寄り添った支援のできる専門職としての生活保護現業員や相談支援員の育成に努めてまいります。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 本人の申請意思が確認できれば必ず申請につなげるということですので、ぜひ一人も漏れないように、細かなネットで救ってあげてください。お願いします。

4月から制度の運用が変更され、本人の申出で扶養照会を実質的に止められるようになりました。扶養義務者は民法で決められていますが、叔父、叔母、おい、めい、孫など、3親等まで扶養義務を課している国は世界でもまれです。DVや虐待があった親族には扶養照会をしなくてよいが、してはならないと禁止事項になり、音信不通期間の目安も20年から10年に短縮されました。この通知内容は4月、福祉事務所職員のマニュアルである生活保護手帳別冊問答集に書き加えられました。受給世帯数を貧困世帯数で割って算出する捕捉率も、欧米先進国では40から80%、それに対し日本は10ないし20%と低いです。最後のセーフティーネットとして運用しやすいように、国が改定してきたのです。必要な方には認定をして、人格を尊重した対応をしてください。

次に、物価高騰の対策は取られているのか、お聞きをします。

生活保護の受給者の方々が、食品が高くなり、高くなってないのは量が少なくなって生活がしづらい、寒くなったので灯油を買ったら、去年900円ぐらいだったのが1,950円になっていて、食品を買うのを減らしたと言われます。冬季加算があるのではと聞くと、光熱費も全て値上げ

がされていて、追いつかないということです。物価高騰に準じた加算がされないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 生活保護費の支給額につきましては、国の定める基準によることとなっております。冬季における光熱費等の需要の増加に対応するものとしましては冬季加算がありまして、本市の単身世帯であれば2,600円程度です。物価高騰に対しましては生活保護基準に反映しますが、今のところリアルタイムでの反映はございません。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） リアルタイムでの特別な支援はないということですが、本当に夏ならもっと暑くてもこらえられるのですが、冬はこの冬の寒さはちょっと厳しい。やはり灯油を買ったら1食抜くぐらいの状態にならなければ、体を温めるっていうことができないと思います。できればリアルタイムで行っていただきたいのですが、そういうことで総務省は11月12日、自治体支援策を発表しました。地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税を講じると発表しました。措置率2分の1で、対象経費の例の中に生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、漁業者に対する燃油高騰分の助成などがあります。

灯油が買えず寒いので、昼間も布団から出ずにいる高齢者は、動かないままだと体が弱り、要介護者になる可能性が高まります。北海道や東北、山陰などでは、道、県と市町村が助成を決めたところもあり、徳島県でも現在検討中です。例年3月初旬まで灯油を必要とします。2018年10月から3年間、保護費削減をされ、本当に最低限度の生活費です。ぜひ福祉灯油を実施することを求めたいですが、どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 村田議員のおっしゃいますように、生活困窮者等の方に対する福祉灯油等の給付に関しましては、特別交付税措置があるという制度もございます。しかしながら、高知県内では山間部等の地域でも灯油購入費の助成等を行っている市町村はありませんので、現時点では市独自の補助ということは考えておりません。

また、実際に行う場合ですけれども、制度的にどのような形で灯油代の補助を行うのか、また灯油を使わない電化住宅等の世帯もございますので、そういう世帯への援助、補助の方法など、幾つかの課題もございますので、現実的にはすぐ対応ということは難しいのではないかと考えております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 本当に今度の物価の高騰っていうのは、ふだんの高騰と違って、小麦粉や食用油など、ほとんどの食品に使われているものも2割、3割と値上がりをしています。だから、食品を買うときにも、本当にふだん買えてたような量が買えなくて、少ない量で、おまけにそれに灯油を買くと、もう本当に何食分も我慢をしなければならないような状態になってしまいます。個々の生活扶助者の状況は、職員のケースワーカーの方々が把握しているので、その居住している住まいの状況とか、そういうこともよく分かっていると思いますので、それを把握するのが難しいということはないと思います。だから、そういう意味できめ細かな、本当にセーフティーネットの役割を果たしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども1問目で申し上げましたけれども、援助が必要な市民について、必ず申請を受理するという、こういう態度で今後も臨んでいきたいと思えます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 必ず申請受理ということで対応するでしたら、現在冬季加算もしてもらった分でもとても足りないっていう相談が来たら、その相談にも対応してくださるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども申し上げましたけれども、生活保護の支給につきましては国の定める基準によるものとなっております。先ほどと同様、単身世帯であれば2,600円の冬季加算ということになっておりますので、その範囲で御努力をいただきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） どうしてもそれ以上のものは望めない、今総務省もそういう食品の値上がり、全てのことが値上がっている、光熱費なんかもそうなんです、全てが値上がりをしているっていうことが分かっているので、こういう福祉灯油の措置をしたんだと思うのですが、それを利用するっていうことはできないことなんでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども申し上げましたけれども、現在のところ市独自の補助については考えておりません。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 福祉事務所として庁内で課長会、そういうときに提案するとかいうことはできないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども申しあげましたように、現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） でも、実際に本当に寒い思いをしながら、おなかもすかして余計寒い思いをしながら、生活扶助者は頑張っています。できれば少しは考えていただきたいと思いますが、また聞いても一緒と思いますので、それであれば個々に誰かに支援をしてもらうような、そういうような手だてを考えなければならない、そういうことにもなってくると思いますので、南国市役所で生活支援を受けているのにほかの人に頼らなければならない、そういうことはちょっと市としてどうかなと思います。だから、できるだけ、もう満額じゃなくても、少しでも、たとえ1,000円でも考えていただくというような、もうちょい柔軟性が欲しいと思いますが、そういうことを少し考えていただきたいと思いますので、市長もよろしく願いいたします。

2問目は、ヤングケアラーについて質問します。

約20人に1人、5%の割合で存在すると言われるヤングケアラーですが、市の児童生徒の状況調査ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育委員会としての実態把握といたしまして、本年6月議会に神崎議員の御質問にもお答えしましたように、まず6月初旬に実態調査を行っております。その後、10月にも実態調査を行いました。

6月の実態調査では、市内小中学校4校からヤングケアラーではないかとの心配の児童生徒がいるとの回答がございました。10月の調査では1校増え、合計5校から心配のある児童生徒がいるとの回答がございました。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） それでは、やはりそういう子供たちが調査で浮かび上がってきたということです。その子供たちは、学習やクラブ活動など、ほかの子供たちと同じように活動させるための支援はどう行うのでしょうか。家事だとホームヘルパー派遣、育児だと保育所入所か学童保育です。介護の場合は、介護の必要な方の状況に応じたサービスの提供ですが、全て費

用が発生します。文部科学省、厚生労働省と市が財政支援をするのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 申し訳ございませんが、本日いただきました質問書で財政支援ということを知ったような状況でして、ソフト支援のほうについては答弁を準備しておりましたが、財政支援については答弁準備しておりませんので、申し訳ございませんが、お答えできかねます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） そしたら、今まで言われていたように、ヤングケアラーということがあまり知られていないので、ヤングケアラーということを広報する、知らせる、そのためだけの支援で、財政支援に関しては本当にヤングケアラーの状況を改善するための、それはもう絶対財政支援が伴わなければできません。けれど、そういうことは全然国のほうからも届けられてはいないということでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 個別のケースにもよりますけども、既存の例えば介護であったら介護保険の制度、障害であったら障害福祉の制度、個々の制度で対応すべきもので、ヤングケアラーに特化した制度というものはないというふうな、現時点では理解をしております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ヤングケアラーに子供になるというその家庭環境というのは、多分そういう介護保険を使って、自分の負担分を払って、そして学童保育でも、学童保育はお金がかかります。そういうことがちょっとできなくて、その分を子供が自分の時間を削って補っている状況がほとんどだと思うのです。そういうことに関しての本当の子供の支援っていうことは考えられていないということでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほど申し上げたのは、財政支援について個々の既存の制度ということで、全然ヤングケアラーに対してサポート体制ができてないとか、そういうことを申し上げたつもりはございません。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） そしたら、やはりヤングケアラーの子供さんがその状況を解消するための財政支援に関しては、ないこともないと考えていいということでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほど申し上げましたように、ヘルパーの派遣等、既存の制度はございますので、その利用については積極的に広報していく所存でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 分かりました。既存の介護保険で受けれるサービスを、子供がケアしている方が受けられる、そうすればその子供さんは介護から解放されるということですが、やはりその費用が発生します。生活保護世帯でしたら介護に対してのお金も出ますが、多分生活保護世帯でそういうことが必要な場合には、ケースワーカーが必ずそのおうちで対峙していますので、それはもうせられていると思うがです。だから、そういう生活扶助までいかないその手前の、もしかしたら生活扶助世帯よりもっと低い水準かもしれません。そういう家庭の子供さんがそういう状況になっていると思うので、そういうことを考えて財政支援が伴う支援にしてほしいと思います。

ただ、ヤングケアラーという言葉、ヤングケアラーというものがどういうことかということ、を社会全体に知らしめるのではなくて、本当にその子供さんのことを考えるでしたら、そういう財政支援が必要だと思いますので、そういうことをやはり文科省、厚労省のほうにも求めているいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、子供と家族の関係にも配慮が必要で、家庭の格差があります。子供が虐待とか、そういうことにつながっていくことが私は心配なので、そういうことでやはり一番気遣うべきことは何だと思われませんか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 村田議員のおっしゃられますように、ヤングケアラー問題というのは家庭内のことで、非常に見えにくいと。また、子供自体が家族のケアや家事についてお手伝いをしているというような認識で行っておりまして、このような生活が当たり前であると考えておるような場合もございます。また、そういうこともありまして、支援が必要であっても表面化しにくい状況となっております。

また、学校の教職員、先生等は日々の変化に気づきやすく、問題の把握に至ったケースが多いことや、既に御家庭に医療や介護、福祉等の機関の専門職、これは先ほど言われましたようなケースワーカーであったり、ケアマネさんであるとか、そういう専門職との関わりがある場合も一定あります。そして、民生児童委員やこども食堂をやられている方、地域の目で発見・把握することも重要であると考えております。既存の社会資本の中で速やかに発見する、ケア

が必要な子供さんに手を差し伸べるという、そういう体制を構築すべく努力をしていきたいと思っております。

また、最近ではACジャパンですけれども、ヤングケアラーに特化したテレビCM等も放送がなされております。ヤングケアラーっていう名称とか概念自体は、まだ社会的認知も高いとは思っておりませんが、今後そのような啓発等によりまして社会的認知度も向上すると思しますので、ヤングケアラーでないかと通告があったような場合であれば、福祉事務所で適切に対応いたします。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ヤングケアラーの存在を社会的に知らしめるということが、何か一番の目的のように思いますが、そうやって子供と家族の中に入っていきがでしたら、子供がそれを解消できる形を持っていくべきだと思います。ただ、そういうふうには、そういう家庭の中に介入すれば子供が辛い目に遭わなければいいのですが、それが心配ですので、もっと本当に子供のことを考えて、何でもしていただきたい。ちゃんと最後まで行き届かず、そういうことでは、半端にただその家庭に介入することは、私は子供のためにあまりいいこととは思いません。虐待につながるおそれがあるので、そこんところをよく考えて、本当の支援、子供がその立場から解消できる、そういう支援も一緒に携えてやっていける形にしてほしいと思いますので、そのところを考えると、いろんな要求、国、文科省にも、それから厚労省にも、そういう要求もしながら、本当のヤングケアラーの支援につなげていってください。お願いします。

3問目は、就学援助について質問します。

5年間の市の就学援助率は、小学校では18%から19%台、中学校は21%から22%台で推移しています。県下の平均は、小学校24%、中学校28.7%です。

8月、9月は、コロナ感染者の拡大がそれまでにない勢いとなり、緊急事態宣言が出され、経済活動は自粛を余儀なくされました。本市の保護者の方々も収入減となっております。年度初めでなくても就学援助を受けることができるということです。2021年度の就学援助の状況をお聞きします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 11月時点での就学援助を受給している御家庭を比較いたしました。令和2年度、小学校は464人、中学校は261人で、本年度は11月時点で小学校382人、中学校223人となっており、数字上では小中学校とも昨年度より就学援助を受けてい

る家庭は減少しているということになっております。

コロナ禍による収入の急変等が生じた場合は、必要書類の提出により審査を受けることができる旨のお知らせも行っております。保護者への就学制度への周知方法としましては、家庭用配布の手紙や市のホームページ等でお知らせをいたしておりますが、その中に村田議員御指摘がありましたように、申請は年度途中でも受付をしておりますと明示しております。また、各学校でも保護者からの相談に応じて、就学援助制度の御案内を行っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 先ほど次長のほうからおっしゃっていただいた数字は、2020年度が464人で、小学生が、中学校が261人ということなんですが、事務事業実績評価報告書、あれを見ましたら、2020年度のところは小学校が430人、中学校が226人になっていたんですが、どうして数字がちょっと違うのかなと思うんですが、その特別支援学級の子供さんの分も別のページに載せてあったんですが、それもプラスをされているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 申し訳ございません。確かな確認をいたしまして、また御報告をさせていただきます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 先ほど本年度11月時点の数字は、小学校が382、中学校が223とお聞きしましたが、ちょっと少ないと私思うんですけど、大体あまり途中でそんなに今まで増えることはなくて、最初の年度替わりのときに大体数字400台とかになってると思うんですが。それと今回は8月、9月がコロナの関係で離職された方、仕事がなくなってしまった方もたくさんおられて、そういう意味で準要保護家庭ぐらいのレベルになられた方がおいでると思うのですが、そういうのはなかったのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現時点で教育委員会として把握しておりますのは、コロナによって収入減により申請を行ったという申請報告は上がっておりませんでした。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 確かに福祉資金とか、ほかにもいろいろと貸付けを受けたりできる制度がありますので、そちらを利用されてる分もあると思うんですけど、コロナの収入減で就学

援助の申請をされた方はいないということでしょうか。

それでは、それほどコロナのことがこたえていなければいいのですが、ホームページでも、それから各学校にも、そういう途中での申請、収入が少なくなった場合には申請ができますよというお知らせはされているということですので、学校からそういうお手紙とか行く分に関しては保護者の方々に届くと思います。それでないがでしたらいいのですが、ぜひ子供のためにも必要な方は受けていただくように勧めていってほしいと思います。

次に、ずっと検討していただいておりますクラブ活動費の援助について質問します。

県下では、小学校が上限2,760円で田野町、北川村、仁淀川町、梶原町、津野町が実施、中学校は上限1万2,000円で安芸市、上限3万150円で奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、土佐町、仁淀川町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、大月町、一定額で日高村が実施をしています。国設定の上限まででなくても、安芸市のように実施をしてほしいです。就学援助率も34自治体中、小学校が19番目、中学校も19番目です。11市中では、小学校が10番目、中学校は8番目です。他市からすると余裕がありそうなんです、できないでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 令和元年3月議会でも村田議員から御質問いただき、御答弁を申し上げましたが、その後南国市ではクラブ活動費については本年度も支給には至ってございません。検討も重ねてまいりましたが、部活動の種類によっては、かかる費用の差や活動内容も様々であり公平性が保ちにくいということや、本来、部活動への参加は自由意思で行うため、在籍だけで実際にその部活動に参加していない場合や途中退部への対応など、一人一人の活動実績を追っていく必要がございます、適切な支援を行うには多大な事務処理を学校にお願いするという必要もございまして、そうした問題点の解決に至っておらず、現在支給には至っておりません。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） そういう細かい調査に関して、先生方の仕事を増やしてしまうということをおっしゃられたのだと思いますが、先生方は子供たちにそういう部活動のための支援ができたらいと思われと思うんです、先生でしたら。だから、それを次長としては、やはり各学校を束ねている者として、そういう負担を、もう今でも学テとかたくさん負担が増えてますので、できるだけあまり負担をかけないように思われているかもしれませんが、学テなんかの負担になったらちょっと嫌かもしれませんが、子供の部活動のために頑張る調査とかいうことでしたら、先生方はそんなに負担に思わないかもしれませんが、そういうことも相談し

ていただいて、できるだけ実施に向けてしていただきたいと思います。

次に、IT環境整備への援助について質問します。

要保護の項目に追加されたオンライン学習通信費を準要保護に追加している自治体が県内でも5自治体生まれています。小中ともで土佐市が定額1万2,000円、上限1万2,000円が北川村と大豊町、1万円が土佐町、2万4,000円が仁淀川町です。オミクロン株が取り沙汰されています。本市も支援項目にすべきではないでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本市では、例年国が示しております要保護児童生徒援助費補助金予算単価一覧を参考に、就学援助費の支給費目とその金額を決定しておりますが、令和3年度の要保護児童生徒援助費補助金予算単価一覧に初めて、先ほどお話のありましたオンライン学習通信費として、小学校、中学校とも1万2,000円の予算単価が示されました。本市におきましても、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備できたことから、今後、端末を家庭に持ち帰っての学習を充実させるためには、必要な支援となってくるものと考えております。

このようなことから教育委員会としましては、オンライン学習通信費については優先順位が高いものと考えておきまして、関係課とも連携しながら、予算化に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ぜひ、そういうできる子とできない子ができないように、オンライン学習通信費も就学援助に、ぜひ、ほかの財政課にも必要な優先順位の項目として措置していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4問目は、市営住宅の環境整備について質問します。

ドアポストの差込み口のばねが劣化して、郵便物を差し込むと口が開きっ放しになり、戻そうとしても指を挟みそうになります。この状態では外気が入り込み、冷暖房時に余分な電力を使うこととなり、非効率です。地球温暖化対策は喫緊の課題であり、石炭火力発電から再生可能エネルギーへとシフトしながら、省エネ対策も行わなければなりません。

2021年3月31日の時点で、670戸の市営住宅は入居となっています。120戸の空き家も、用途廃止でないものは入居住宅とともにドアポストの修理を行うべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 市営住宅のドアポストについては、ばねのあるものとないものがありますので、ばねのあるドアポストのばねが経年劣化等により壊れており、ドアポストとしての機能が果たせないような状態になっておりましたら、修繕等の対応をさせていただくことになるかと思えます。

また、入居中の市営住宅につきましては、ドアポストのばねの修繕が必要な方については、一度市の住宅課のほうに連絡していただいてから、そのものを確認しての対応になるかと思えます。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） それでは、入居者の方が、ドアポストがそういうふうにならなくなっているものに関して住宅課のほうに連絡をして、そうすれば直しに行くということです。全体的にドアにばねのあるものを点検するということにはなりませんか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 市営住宅の設備の修繕につきましては、一度入居者の方から御連絡をいただいて、市が対応可能なものかどうかを確認させていただいてから修繕等の対応をさせていただきますので、こちらのほうから見て回るということは今のところ考えておりません。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 全体的な点検はできないということですので、不具合になっている入居者の方に、市のほうに、住宅課のほうに連絡をしてもらおうようにします。よろしく申し上げます。

次に、雑草木の繁茂についてですが、120戸もある空き家の中にはジャングルのようになっていて害虫、害獣のすみかとなり、雑草木の種が庭に飛んでいって生えるので、近隣の方が困っています。たとえ用途廃止の物件でも、近隣に迷惑をかけないようにきちんと手入れをして、管理すべきではないでしょうか。また、住宅として貸せるのに草ぼうぼうで置いていたら、住宅そのものが傷んでいくのではないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 市営住宅の空き家の雑草木につきましては、草刈りなどの対応をさせていただきます。また、近隣入居者の方から苦情をいただいた場合には、別途対応させていただきます。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 草刈りをしていないところを私はいつも、そしたら見ているわけですね。間に草刈りをしているものもあるということです。近隣からそういう声があったら対応している、ほんならもうやっぱり近隣のそういう迷惑を被ってる方が市の住宅課に連絡をして、来てもらうということでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 空き家の物件については、草刈り等はしておりますけど、また近隣の方から言うていただいたら、そのときにまた対応を考えて、草刈りなどをさしていただいております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 分かりました。近隣の者に連絡をするように伝えておきます。

最後は、ブロック塀の状態についてお聞きをします。

住宅と住宅の境のブロック塀は市が設置したものです。30年が経過をしています。南海トラフ巨大地震が2030年から40年に発生することが複数のデータから予測されています。危険な状態のものがないか点検をして、状態に応じた整備をすべきではないでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 村田議員の御指摘のとおり、境界ブロックの危険性の把握は必要なことでございます。まずは現状確認のため、住宅課職員が境界ブロック塀について、ブロック塀の安全対策のチラシにも掲載している外観目視によるブロック塀の点検項目での点検を、今年度から来年度にかけて行う予定にしております。それで住宅課職員による外観目視で危険なブロック塀と判明したものにつきましては、除却等の対応策を検討し、進めていこうと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 今年から来年にかけて市が設置したものに関しては全て点検して下さるということです。ぜひ、それでその状況に応じた対応をしていただきたいと思います。今その危ないブロック塀は全て撤去されて、フェンスに変わってきていますが、市の住宅課でもそのように措置されるおつもりでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 対応策につきましては、フェンス等の設置も含めて検討することになるかと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） どちらにしても危険のないように、できればフェンスが望ましいですが、行っていただきたいと思いますので、迅速によろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

本日、初日2番目の登壇となります。社民党で民主クラブの今西忠良でございます。

私の通告をしました一般質問は2項目であります。以下、順次質問をいたしますので、答弁のほうよろしく願いをいたします。

まず1項目めは、選挙管理行政についてであります。

衆議院議員の本来の任期は、今年の10月21日まででありました。しかし、国会と諸般の事由で戦後の憲政史上初めて任期を超えての総選挙となりました。それも9月3日に前菅首相が党の総裁選挙に出ないと表明をして以来、政局は大きく流れが変わりました。総裁選挙、臨時国会解散、そして10月19日に衆議院選挙が公示をされてスタートしました。総選挙に当たり7割以上の多くの国民は、9年間にわたる安倍、菅政権の継承を望んでいませんでした。長年にわたる安倍政権一強の支配体制の中で、村度政治や政治の私物化等が言われてまいりました。また、政治と金の金権政治も後を絶たない状況でもございました。政権選択の総選挙では、日本の未来や将来、さらにはそういうビジョンを問う選挙であり、野党共闘では政権交代を目指し望んだ闘いでしたけれども、引き続き岸田政権へ委ねる選挙の結果となりました。

今回の総選挙は、解散から投票日まで史上最短の期間でありました。予測はされていたとはいえ、あっという間に選挙日程が決まり、事務方としては大変な作業日程であったろうと思われれます。選挙事務遂行に全精力を尽くされたことに敬意を表したいと思います。今回の総選挙における選挙管理事務の総括と課題等について、まずお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 10月14日に衆議院が解散されてから31日の投票日まで17日間しかなく、議員おっしゃられたとおり、総選挙史上最短の期間でありました。また、投票日についても、事前のマスコミ報道から1週間の前倒しになるなど、日程についてもなかなか厳しいものがありました。そのような中、公民館の投票所の調整や投票管理者、立会人の皆様、関係者の皆様に御協力をいただいたことにより、選挙が無事終了できたことにつきましては、大変感謝をしております。

課題としましては、投票所での投票用紙の交付ミスがありました。概要は、比例代表選出議員選挙の投票用紙を1人の方に2枚交付したと思われる事案が発生しております。今回のミスの原因は人的ミスであり、今後におきましてはミスの発生を防止するため、事務従事者への事前説明会で、現在も具体的なミスの事例を挙げて注意喚起を行っておりますが、本市での発生事案であることを強調するとともに、従事者一人一人がしっかりと注意して事務を行うことが重要であると説明し、厳正な事務の執行の徹底を図ってまいります。今回の交付ミスにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 総務課長のほうから比例代表選挙において投票用紙の交付ミスがあったようですけれども、十分、先ほど答弁にありましたように検証されて、二度とこのようなミスが起きないように肝に銘じて対応をしていただきたいと思います。ともあれ、大過なく総選挙が執行されたことに、大変御苦労さまでございました。

次に、総選挙を終えて、国政と今後の県政等へ及ぼす課題や政治力、思い等について、平山市長の所管をまずお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 総選挙を経て、第2次岸田内閣が発足したところでございますが、岸田内閣では成長のための投資と改革を進め、その成長を国民一人一人に実感してもらうため、経済対策への追加の歳出を31兆5,627億円、それを含め補正予算総額35兆9,895億円に上る、過去最大の補正予算を計上することとしております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、第6波に向け、病床の増床など体制の強化を図るなど、感染症危機管理の抜本的強化策が進められておるところでございます。コロナ禍におきます経済の回復と、安心して生活が送れるよう、国においても、また県においても、そのような政治のかじ取りをしていただくよう期待しておるところでございます。

また、高知県から選出されました国会議員の先生方におかれましては、ぜひとも地方の実情というものを国政に伝え、地方創生に向け、安心して活力がある地域であり続けるために、御尽力いただきたい、御活躍いただきたいと心から願っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、今回の総選挙の投票率は、南国市が50.74%で前回選挙を4.3ポイント上回る結果となりました。しかし、県全体の投票率57.34%から比べますと6.6ポイントも低く、前回は上回っ

たと喜べる数字とは言えないのではないのでしょうか。南国市の投票率をどのように見て捉えられておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 今回の本市の投票率は、議員おっしゃるとおり50.74%で、前回平成29年の選挙は46.44%で、4.30ポイント上回る結果となっております。

今回の投票につきましては、18歳、19歳を除く20歳から54歳までの5歳刻みの年代別推定投票率ではそれぞれ前回は上回っております。ただ、上回っておるといっても県全体では57.34%、県の1区であれば53.50%ということで、それらを上回ってはおりません。それよりも低い数字になっておりますので、何とか投票率の向上にと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましたが、選挙は無関心では済まされないわけでありまして、選挙は憲法の下で保障された国民の参政権の行使であります。国民の最も基本的な権利の一つでもあります。国や社会の問題を自らに關係する課題として捉えていき、自らが考え、自らが判断をし、自らが行動することが主権者にとってとても大事なことであろうと思っておりますので、そうしたこともしっかり訴えながら、啓発活動と併せて今後よろしく願いをしたいと思っております。

次に、期日前投票と不在者投票の推移と動向はどのように捉えておられますか、お答えください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 今回の期日前投票者数は5,993人で、前回平成29年の6,080人から87人減となっております。不在者投票者数は161人で、前回の182人から21人の減となっております。

期日前投票者数は、前回の総選挙では投票日に台風の来襲が予想されたため、投票日前日、前々日の投票者数が大幅に増加しております。その事例とほかの選挙における期日前投票者数の増減を考慮して比較しますと、増加傾向にあると思われまます。

不在者投票につきましては、今回施設で投票された方が125人、滞在地における郵便では36人、前回の29年は施設で161人、滞在地における郵便が21人であり、その動向につきましては、その時々状況によるものと思われまます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

前回のときは台風が予測をされ、その直前に期日前投票が急に増えたとのことでございました。今回を見ても、数字は少し低いんですけども、期日前投票に多くの有権者が足を運んでいます。また、不在者投票は、病院や施設等が大半と思われましてけれども、高齢化の進む今日では減少よりも増加になってくるのが自然ではないかと、このようにも考えます。

次に、今回の総選挙は予測をされつつも、急転直下で日程が決まりました。時間が取れなかったこともあるかもしれませんが、またコロナ禍という現実もありました。こうした中での啓発活動への取組や課題、今後はどうすべきかということも含めてお答えください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 今回の総選挙での啓発活動につきましては、期日前投票期間と当日に選挙公報車による投票の呼びかけを行っております。また、高知大学に期日前投票所の事務従事者のアルバイトの募集を行っており、このことにより選挙の実施について、一定学生にもお知らせできたのではないかと思います。

定例で行ってございました量販店での選挙の呼びかけの啓発については、コロナ禍であるため、今回は取りやめをしております。

今後におきましては、小中高校生への出前授業、主権者教育の実施や広報やホームページへの選挙について啓発を行っていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

啓発の中にも当然入ってくるわけですけども、18歳選挙権がスタートして大分になるわけですけども、特に若者の政治教育についてであります。若者の政治離れや政治に対する無関心さといったものが社会問題にもなっておりますし、国や社会の問題を自らの問題として捉えていける、そうした中での主権者教育の充実ということが、またこれから重要にも問われてくると思いますし、取組の推進を今後とも図っていただけることをお願いをしたいと思います。

次に、投票環境の充実、効率的な、そして合理的な選挙の管理運営について、何点か質問をいたします。

市内45投票所の現状についてであります。

まずは、投票管理、事務従事者、投票立会人の要員確保等の現状はいかがでしょうか。また、投票用紙の都度交付の現状と改善への見通し等についても併せてお答えください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 投票管理者、投票立会人の人員確保につきましては、高齢であったり、当日予定が既に入っていたりと、従前の方から変更になる場合には、前任の方や投票管理者から後任の方を紹介していただくなどしておりましたが、新しい方がなかなかいないなど相談がっております。後任の方の人選には苦慮しているところでございます。地域の方や総代さんなどをお願いして後任の方を探していただき、やりくりをしているところでございます。

また、事務従事者につきましても、ワクチン接種事業と重なっておりましたので、人員の確保に苦慮しておりました。

投票用紙の都度交付につきましては、投票所のスペースの、それから人員の関係があり、対応できる投票所は八つの投票所と期日前投票所となっております。投票の記載ミスを防ぐためには、それぞれの選挙ごとに投票用紙を交付することが一番であると思っておりますので、なただけ都度交付につきましては検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。投票管理に従事する方の人選には、大変苦勞されているように受け止めました。負担軽減について、後ほど質問もいたしますけれども、運営についてもいろんな角度で再考すべき時期にも来ているのではないのでしょうか。

投票の記載ミスを防ぐには、それぞれの選挙ごとに投票用紙を交付することが一番大事であろうかと思えます。投票用紙の都度交付ができるのは、期日前は当然そうなんですけれども、45の中で8投票所という答弁をいただきました。あまりにも少ないのではないかと思ひ、記載ミスを防ぐことにはつながっていかないのではないかと思ひます。この8か所の投票所の有権者は1万8,801人であります。有権者全体の48%に当たるわけで、半分にも足りません。期日前投票もされるわけですので、50%の人はそういう場所で受けれる、投票することになろうかと思ひますけれども、投票所の見直しや変更はできないものではないのでしょうか。

また、今ある投票所のところ、キャパというか、スペースの見直しで、一定改善も図っている対応ができるのではないのでしょうかと私のほうは考えますが、この点についてはどのようにお思ひですか、お答えください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 投票所の変更につきましては、今十二分に地域でその投票所ということは定着しておりますので、なかなか難しいとは思ひま

す。また、地元のほうからそういうふうな形で変更の希望、要望がありましたら、それについては対応したいと思っております。

それから、やはり投票所のスペースについては、スペースがあるところ、それについては検討をする余地があると思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、公設掲示板の設置箇所と設置数についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 衆議選での公設掲示板の設置数は、各投票所の区域の面積とその区域の選挙人名簿登録者数により定められており、266か所でございます。

設置箇所につきましては、地域の方が見やすいところと考えておりますが、土地所有者の方の御協力もいただかなければなりませんので、現在のところ現状の形となっております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

先ほど来、質問をしましてまいりましたけれども、公設掲示板の設置箇所とその数、投票区、投票時間の再編や見直しについての見解をお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 掲示板の設置箇所につきましては、地域から変更の要請や、また設営やポスターを張るのに危険が伴うところにつきましては、変更するよう対応していきたいと思っております。

設置数につきましては、法定で決まっておりますので、減じるときには特別な事情がある場合で、県選管と事前に協議が必要ということになっております。

投票区の変更につきましては、先ほども申しましたが、地域からの要望を受け、対応してまいりたいと思っております。

また、投票時間につきましては、7時に現在繰上げをしております。一部は6時になっておりますけれども、その時間につきましては現在定着しているところでございますので、今のままでと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。ポスターの掲示場については、国政選挙等

では266か所ということですが、公職選挙法の第143条の文書、図面の掲示、第144条のポスターの掲示場で規定をされておるわけですし、1投票区で5か所以上、10か所以内ということになっておりますので、見直しは若干対応ができるのではないかと思います。

それから、投票区の関係や投票時間については、現状のままで定着もしてるというお考えの答弁でしたので、この方法は定着してきてるのでやむを得ないかなと、このようにも考えております。

次に、9点目ですけれども、従来より多くの議員から質問と要望のあってきました期日前投票所の市役所以外の設置、増設について、改めてお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 市役所以外の期日前投票所の開設につきましては、二重投票を防止するため、リアルタイムでのほかの期日前投票所との間での受付状況の把握のためのシステムの導入や、今回期日前投票所で起こりました停電に対する対策など、それから投票管理者、立会人などの人員確保、経費など、検討しなければならないことがあります。現在実施しております市町村から、実施状況、問題点、対策などにつきまして勉強させていただき、検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） これ議会で何回もずっとほかの議員も取り上げてきたわけですがけれども、今日まで執行部の答弁は、検討したい、先進事例を研究してからなどと、先送りの答弁に終始をしてきたのではないのでしょうか。期日前投票者は増加をしています。投票の機会の拡大と充実にもつながってまいりますし、当然投票率の向上も図っていくことができます。次の選挙は、来年の7月の参議院通常選挙があらうかと思われまます。参議院の選挙は非常に長くて17日間であるわけですがけれども、終盤といいますか、4日とか5日くらいの対応であれば、そのこともできるのではないのでしょうか。同時に、投票立会人も公募で対応すればいいのではないのでしょうか。ぜひ試行的といいますか、やっぱりやるという方向でお考えもしていただきたいと思います。この点で市長、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 期日前投票ということが今増えてきているということで、やはりそちらの投票を希望される方が多くなっている現状も踏まえて、そのニーズはあらうかと思っております。ですので、今市役所で行っているわけですが、ちょっと場所の問題、場所をどのようにするかという、複数箇所にするとそういったこともあらうと思いますので、そちらは前向き

に対応していきたいなと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長からお答えをいただきました。今の時代の趨勢がそういう方向に大いにあるかと思えますし、ぜひそういうニーズに応えていく選挙の投票の機会を拡大して、しやすい選挙ということを踏まえて対応していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

次に、移動投票所の導入、開設についてでありますけれども、中間地域や遠路にある投票所、あるいは高齢社会になりつつある今日、運転免許証の返納の方も増加をしています。投票機会の拡充や1票の権利をしっかりと行使をしていただく手段の一方策として、導入をすべき時期にも来ているのではないかと思います。この件についてはいかがですか。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 移動投票所につきましては、現在香美市が行っておりますが、投票所の閉鎖に伴い行っているとお聞きしております。

本市におきましても、閉鎖した投票所に対し、投票の権利を守るため、投票者が投票するための足の確保としてタクシー利用を行っているところでございます。現在のところ、移動投票所については考えていないところでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。今のところ考えてないということなんですけれども、先進事例では主に投票所の統合や閉鎖等に伴って対応してきたようでもあります。

南国市では、もう大分前になるわけですがけれども、46の投票所を45に減じてきました。特に山間部の選挙人に対しては、先ほど答弁にありましたかね、タクシー利用で対応しているとのことですが、十分カバーできているのでしょうか。利用の件数や実情について、少しお聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 地域としましては、黒滝、桑ノ川、中ノ川の9世帯11人の方を対象にしております。お知らせにつきましては、入場券と一緒に封筒で送らせていただき、利用のほうを呼びかけを行っているところでございます。

今回の衆議選、それから夏に行われました市長選、市議の補欠選挙につきましては、実績はありません。最近の事例でありましたら、2年前の参議選のときに利用がございました。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） タクシー利用について答弁をいただきました。

事前告知と一緒にやるということで、投票区で言うたら37、38の投票区、この数字をそのまましたら100人も超すわけですが、その中でさらに投票者を選んでということで、9世帯11人ということですね。前回の選挙のときはあったように思うわけですが、公費を使っただけのタクシー利用というのは遠慮する気持ちもあるんじゃないかと思しますので、その辺の告知や数値も含めて対応を今後図っていただきたいと思しますので、よろしく願いをします。

次に、共通投票所の制度導入についてでありますけれども、市内45か所の投票所で、有権者であれば誰でも、どこの投票所でも投票できる制度であります。選挙人の投票機会の向上にもつながっていくと思われませんが、この件についてはいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 共通投票所についてですけれども、投票日に居住地以外の投票所で投票できるという制度になっております。

ただ、この場合につきましても、二重投票を防止するため、各投票所の受付状況を相互にリアルタイムで把握しなければなりません。そのためシステム障害、回線途絶、電源喪失等によりリアルタイムでの名簿対照ができなくなった場合のバックアップ体制など、複数種別の選挙の同時実施時の対応などの課題がありまして、その対応が困難である等の理由により、全国的に見ても導入は進んでいないところでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。費用対効果のこともあろうかと思えますけれども、二重投票なり防ぐ的なネット環境というか、そこも整備をせにゃいかんということで、経費も確かにかかることはかかるんだろうと思えますけれども、これからやっぱり試行しながら検討していく段階でもあろうかと思えますので、共通投票所については仕方ないかと思いますが、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、投票所における障害者や高齢者など弱者への配慮を行い、選挙人が安全・安心に投票ができる環境を整えていくべきであります。段差やスロープの設置などバリアフリー化、それから低い記載台の設置も順次進んできたとは思いますが、これらの改善の状況、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 現在、投票管理者等から要望によりスロープの設置や、スペースがあれば低い記載台を配置しております。今後におきましても要望等がありましたら、改善していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えもいただきましたけれども、様々な角度で改善なりを、努力を大変していただいているわけですが、45投票所の中で現在こういう状況ですよという、その一覧表といいますか、そういうものもやっぱり作るというか、そういう一目で分かるような対策も大事でなかろうかと思っておりますので、なお検討もしていただきたいと思っております。

次に、選挙管理委員会事務局長の専従といいますか、専任化についてであります。

かつての時代は、専任で局長を配置をしておりました。近年になり、統一自治体選挙の年には専任配置もしておりました。しかし、現在は参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長ということで、総務課長が兼任職で対応をされております。また選挙管理委員会の事務局の職員は、市職員定数条例では4名となっております。現在事務局長もその中に入って、3名になろうかと思っておりますけれども、これから重要かつ適正な選挙管理業務を執行する上に立てば、条例どおりの配置を行うべきではないでしょうか。この点について市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 十分な体制整備ということは望ましいことではございます。

今、市役所ではたくさんの事業をやっているところでございまして、市役所全体の中で各部署のその事業の状況を踏まえ、全庁的に人員の配置というものを考えて配置しているところでございます。望ましいというその4名という定員ではございますが、できるだけそのような充実した体制になるよう、選挙管理委員会の事務局長の専任化や職員の増員については、状況に応じて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長答弁は、事務事業に見合っただけで全庁的に人の配置も検討していきたいということですが、これでは職員配置や事務局長の専任化にはちょっと程遠いお答えではなかったかと、このように思います。事務局長の専任化で、今も選挙事務や業務、さらには委員会活動の充実化ということも大事です。図っていかなくてはならないと思っておりますし、何といいたって今日までの検討課題や積み残しの案件がたくさんあるわけですが、そのことへの対応や改善を図っていただきたいし、先進地の研修等もできるのではないのでしょうか。

かつて市選管に関わる選挙の全ての記録集もずっと作成をしてきましたけれども、今止まっ

ているのではないかと思いますけれども、紙ベースじゃなくても、やっぱりデータベース化も大事だと思いますので、真剣に取り組んでいくということで、やはり専任化というのは必須だと考えますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、最後の質問になりますけれども、投票立会人の公募制度のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 事務従事者につきましては、公務員としての守秘義務や選挙事務の説明会などへの出席など、気をつけなければならないことが多く、現状の正職員及び会計年度任用職員での対応をすることがベターであると考えております。

投票立会人につきましては、選任に苦慮しているときもありますが、そのようなときに公募ということも考えられますが、その場合には急遽ということになりますので、募集、面接等、日程的に厳しいのではないかと思います。現在のところ地域からの推薦で選任しておりますので、その地域に明るい方を選任しておりますので、現状のままでよいのではないかと考えております。なお、今後どうしても後任の方が見込まれない場合には、公募も視野に入れた取組を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 答弁もいただきました。公募も視野に入れて、今後検討したい旨のお話でございました。

投票率の向上には、環境を整えることに加えて、選挙や投票に関心を持ってもらうことも大変大事なことだと言えます。高齢化などもあり、多くの投票所で選任と要員確保に苦慮しているとの答弁でもありました。次の選挙は、先ほども言いましたように、7月に参議院通常選挙ですけれども、再来年の2023年は統一選挙の年ですし、市議選、知事選も予定をされています。私は、例えば事前調査などを図りながら交代したい意向のところを把握をする、あるいはこの投票区と決めて公募をかけていくなど、様々な手だては考えられると思いますので、やはりやる気と、積極的に対応すべきでないでしょうか。いま一度お聞かせください。

○議長（浜田和子） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 投票立会人さん等、交代を希望している方が多分いらっしゃると思いますので、そのあたりについても把握をしていきたいとは思っております。把握できて、それによって公募も視野に入れたいと思いますので、そのよう

に検討していきたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 答弁をいただきましたので、様々な角度でいろんな工夫もしたり、研究もしながら、よりよいものの制度に向けて取組をしていただきたいと思います。

続きまして、2項目の新型コロナウイルス感染症への対策、対応についてであります。

昨年の特別定額給付金の支給に続いて、全国の自治体が一斉に取り組んできました新型コロナウイルスワクチンの接種です。コロナ禍が収束をしない中での切り札として期待と関心が高い一方、ワクチン供給の窓口となる国からの情報や要請は、オリンピックやパラリンピックの情勢も絡んで二転三転もしてきましたので、自治体の現場は大変混乱をしてきたところであります。しかし、そうした中で独自の工夫を凝らしながら、先駆的に接種を進めてこられました。保健福祉センター所長を先頭にしながら、執行部、そして職員が一丸となり、深夜にも及ぶことも多々あったのではないのでしょうか。本当に頭の下がる思いでいっぱいあります。

ワクチンの確保、供給には四苦八苦をしてこられたと思いますし、県を交えて近隣市町村との連携も取り合いながら、ワクチンの確保にも奔走されてきたと伺いました。2回目のワクチンの集団接種は、一昨日の日曜日の12月5日で一旦終了しました。南国市の本格的なワクチン接種は4月24日から始まったわけですが、この間8か月間にわたって大変御苦勞をされたと思います。この8か月間を終えて、教訓なり反省点、あるいは課題等についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 4月に保健福祉センターの所長の拝命を賜りまして、大変な部署に異動になって、新人所長として無事務まるのかどうか、不安な毎日を過ごしてまいりましたが、まずは医師会の医師、看護師、市職員の皆様の協力の下、初回接種の集団接種を12月5日に終えることができ、大変感謝しております。ありがとうございました。

当初は、ワクチンの配分が接種予定人数より少ないため、予約枠が確保できず、また予約電話もなかなかつながらないことから、市民の方からは毎日お叱りの電話を受けておりました。予約数を調整するため年齢を区切って接種券をお送りすると、今度は接種券はいつ届くのかという催促の電話が絶えず、全対象者に接種券をお送りするまでは試行錯誤の連続でした。毎日の電話対応と連日続く時間外勤務及び土日ごとの集団接種業務に疲弊し、体調を崩すセンター職員が続出しておりましたが、6月に3名と10月に1名の職員異動により人員も増え、現在ではでき得る限りの範囲で対応できる体制を整え、3回目の追加接種に向けて準備をしていると

ころでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター所長から、ワクチン接種について詳しく御答弁をいただきました。大変御苦労されたことのようにございますけれども、これからもよろしく願いをしたいと思います。

次に、2点目は集団接種と個別医療機関での接種をした方の割合はいかがでしょうか。あわせて、総接種人数と年代別接種率についてもお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 12月1日現在の状況を報告いたします。

集団接種の1・2回目の延べ接種者数は4万7,186名、個別接種の延べ接種者数は5,283名で、接種割合は集団接種89.9%、個別接種10.1%となっています。総接種人数は、医療従事者や職域接種の方も含め1回目の方が3万5,262名、2回目の方が3万4,458名となっております。

年代別接種率としましては、10代72.5%、20代75.2%、30代74.1%、40代79.3%、50代86.4%、60代85%、70代以上の方は91.5%となっています。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。年代別の接種率については12月1日現在ということで、市政報告で出たよりも直近の数字をお答えをいただき、ありがとうございました。

高齢の部分に当たる60歳代は85%、70代以上の方は91.5%と、とても高い数字となっておりますし、いかにワクチンに対しての市民の関心も含めて、受診に大きく寄与したのではなかろうかと思えます。御苦労さまでした。

次に、ワクチン接種に当たっては、地域の医療機関の医師や看護師の皆さんの力を借りなくてはなりません。医師会との綿密で緊密な連携が構築されていなければなりません。そうした中で個別接種は町の医療機関で受け付けます。受入れの医療機関の数と、そして、かかりつけ医で打てるメリット等についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 毎月行われている長岡郡医師会理事会に私を含め職員が出向き、集団接種での体調不良者の報告や接種率等の概況報告を行っています。

11月末現在、個別接種対応をいただいている医療機関は5医療機関となっておりますが、年明けの追加接種からは3か所増えた8医療機関で対応していただく予定です。

かかりつけ医で接種できるメリットとしましては、基礎疾患のある方についてはふだんから

診察されているので、当日接種していかどうかの体調の判断をしていただきやすく、障害のあるお子さんなども、集団接種会場で大勢の人の中で接種を受けるよりは、通い慣れた医療機関で落ち着いて接種を受けることができますので、保護者の方の負担も軽減されると思います。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、4点目ですけれども、12歳以上の子供から接種対象者となりました。特に若い世代の人々が副反応に敏感でしたし、接種自体もちゅうちょもしてきたケースがありました。こうした中での対応策と正確な情報発信、啓発等については、どのように取り組まれてきましたか、お答えください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 10代の方の接種率につきましては、11月に入ってから7割を超えており、接種会場にも多くの若い方に足を運んでいただいております。16歳未満の方については、受付から接種、健康観察まで、必ず保護者の方に付き添っていただき、小児に対応できる医師の方に問診していただくよう配慮しています。

集団接種会場で体調不良になった方の割合は、10代・20代の接種者6,448名中、55名の0.85%で、ほとんどの方は注射を打つことによる不安から来る目まいや動悸の症状が見られますので、救護所のベッドのほうに移動していただいて、リラックスしてから接種するなどの対応をしています。ホームページ等でもこの情報を発信していき、若い世代の方にも安心して接種をしていただけるよう努めてまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。ワクチン接種に当たりまして、ワクチンの効果あるいは副反応についての正確な情報提供が、ますます必要になってくるのではないのでしょうか。ワクチン接種によって感染や重症化の防止にはつながりますけれども、感染を全くしないわけではありません。多くの国民が免疫を持たない段階では、引き続き感染防止対策は重要ではなからうかと思えます。

次に、ワクチンの供給と確保に当たり、県・市の連携、役割分担はどのように執り行われてきましたか。また、近隣の自治体との情報の共有、そしてワクチンの入手の手だて等もされたのではないのでしょうか、この点についてお尋ねします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） ワクチン配布において、県が市町村から要望数を取り

まとめた上で、国に要望しております。その後、国が各都道府県へのワクチン配分数を決定し、人口や接種状況等に応じて、県が市町村ごとの割当て量を決定しています。県を通じて市町村同士でもワクチンを融通し合い、土佐町や四万十町の余剰ワクチンを南国市職員がもらい受けに行く場合もあれば、高知市やいの町の職員が不足分を南国市へもらい受けに来る場合もありました。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、6点目になるわけですがけれども、親元を離れて1人で暮らす大学生、また12歳以上の子供も接種対象になってから、副反応とその対応策について正確な情報発信とともに、気軽に相談できる窓口体制が大事だったと言えます。同時に、副反応の心配から接種をしていない人、体質や病状などから接種をできない人が、差別や誹謗中傷など不利益を受けることがあっては決してなりません。市としても正確な市民の疑問に丁寧に答える相談体制の強化が必要であったと思います。保健福祉センターで相談窓口が設けられていたけれども、市民の相談の内容や件数等についてお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センター内に南国市コロナワクチン接種相談窓口を設置しており、専用回線2回線で専任の職員を2名配置し、平日9時～16時の時間帯で対応しています。

相談件数ですが、4月839件、5月520件、6月452件、7月336件、8月640件、9月134件、10月116件、11月111件、合計3,148件、相談件数となっており、資料を参照してできる限り丁寧に質問内容にお答えし、医療関係の相談に対しては保健師に確認したり、県の健康相談センターを御案内するなど、市民の不安に寄り添い、ほとんどの相談に対して解決を図っています。

内容につきましては、当初は電話がつながらない、接種券が届かないというふうな苦情が多く見受けられましたが、最近アレルギーや持病があるが接種したほうがよいか、3回目の接種券はいつ届くのかというような、接種全般に関する質問が多くなっております。相談窓口以外にも、保健福祉センターの通常回線には新型コロナに関する苦情・相談の電話が常にかかってきており、保健福祉センター職員全体で対応しております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター所長から御答弁をいただきました。窓口対応は、しっかりと対応されてきたことに感謝を申し上げたいと思います。

次に、今、全国的に感染者は落ち着いています。県内においても感染者がゼロで推移をして

いますし、南国市においては10月12日でしたかね、それ以降感染者は出ていないということがありました。これには市民の日常的な努力もさることながら、コロナウイルス感染に対する意識の向上というのも大変大きく作用しているのではないかと考えられます。ワクチンの効果も含めて、どのように受け止めておられますか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市の感染者は、今西議員のおっしゃるとおり、10月11日の1名を最後に10月12日よりゼロ人がずっと続いております。10月を超えたあたりから若い方を含めた市内対象者の接種率が6割を超えており、専門家ではないのではっきりとしたことを申し上げることはできませんが、集団免疫というものがあれば、それを獲得した効果が現れたのではないのでしょうか。それとともに、マスク着用や小まめな手指消毒、3密を避けるなどの新しい生活様式を自発的に取り入れ実践した市民の行動が、感染抑制につながったのではないかと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。70%、80%の人がワクチン接種を受けることで集団免疫力の効果が働き、感染を抑えられるとも考えられるのではないのでしょうか。先ほど保健福祉センター所長の答弁にもあったとおりではなかろうかと思えます。

次に、8点目ですけれども、新型コロナウイルスワクチンの3回目、いわゆるブースター追加接種が12月1日より全国各地で始まりました。新たな変異株の感染者が国内でも確認をされ、警戒が高まっています。第6波の流行への備えとして、南国市でも医療従事者から優先接種が始まっていると思われませんが、原則として2回目完了から8か月以降が対象となるわけですが、南国市の3回目のワクチン接種に向けての取組とタイムスケジュールについてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 第6波の備えですが、先ほども述べましたように、新しい生活様式の実践と追加接種が備えになると思われれます。

医療従事者の方を皮切りに、12月より追加接種が始まっています。原則として2回目の接種が終了してから、おおむね8か月以上たつ方から順番に接種券をお送りしますので、5月に2回目終了した方は8か月後の1月に3回目の接種をすることになりますので、12月中には3回目の接種券をお送りいたします。以下、6月に2回目の終わった方は2月に3回目接種となりますので、1月中に接種券が届く予定でございます。

8月1日までに接種が終了した65歳以上の対象者の方で、南国市の準備する接種会場で接種した方につきましては、予約時の混乱を避けるために、接種場所・日時を指定して送らせていただきます。それ以外の方につきましては、接種場所・日時の指定は行いません。1、2回目の初回接種と同じく、お送りする接種券には予約用のID・パスワードが記載されていますので、平日が御希望の方は個別接種を、仕事等で土日が都合のいい方は集団接種を選んでいただき、コールセンターかウェブサイトで予約していただくようになります。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター所長より3回目の接種に向けての取組について詳しく答弁もいただきました。指定をしたり、幅広い選択肢で、1回目のあの混乱を避ける形で対応できるということは素晴らしい取組だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

新たに出てきたオミクロン株に対しては、効き目が落ちるとの懸念もあるようですが、やはり感染予防や重症化予防のためには、ワクチン接種は大事なことと言えるのではないのでしょうか。

次に、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染者が11月30日、日本で初めて確認をされました。この新たな変異株、オミクロン株の感染は南アフリカから欧州などへと急速に拡大をしています。今現在、世界で猛威を振るうデルタ株をしのぐ、極めて強い感染力を持つおそれがあるとも言われております。国内でも今3例目が、昨日ですかね、見つかったようですけれども、海外では市中感染が相次いでいる状況にあります。最悪の事態を想定しながら、最新の知見を踏まえた機動的な対策が求められていると思われませんが、主体は国や県が当然優先をされて対策をしてくるわけですから、市としての思いや対応についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 今西議員がおっしゃられたとおり、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの変異株オミクロンにつきまして、国立感染症研究所は11月28日に3段階で最も警戒度が高い、懸念される変異株に指定いたしました。まだ不明な点も多い変異株ですが、感染力が高くなり、既存ワクチンの効果が低下するおそれもあるということです。

このような状況を受けて、国はこの変異株に対する緊急避難的な予防措置として、11月29日から1か月間、全世界からの入国を停止する措置を取りました。また、11月30日にはオミクロン株が国内で初めて確認をされました。県内では連続、感染者が発生していない状況でございます。このことから高知県では、感染症対策の目安のステージを最も低い感染観察（緑）と

しております。

本市といたしましても、オミクロン株の情報を注視するとともに、この2年間続けてまいりました基本的な感染症対策、マスクの着用、手洗い、手指消毒、密を避けることなど、気を緩めることなく、引き続き継続していただくことを啓発して、再度の感染拡大を阻止することに全力を挙げてまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。新たな変異株は、南アフリカで先月に初めて確認されてから、僅か1か月足らずで日本にまで到達をしたというか、このスピードには非常に驚かされるわけでございます。今、日本中で感染が落ち着いており、経済活動の再開への大きな期待が高まる中でのオミクロン株、少し冷や水を浴びせかねない事態ではないかと心配もされます。これに備えて政府や県は、第6波にも備え、今年の夏のピーク時より3割以上の病床や、自宅で使える飲み薬を確保する方針などを示しているわけですが、これまでの政府の対応は非常に後手後手に回るという場面が多々あったわけですので、再び多くの医療難民が発生する事態は決して繰り返してはいけませんので、水際対策の徹底をしつつ、医療体制の備えに万全を尽くしていかなくてはならないと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

ワクチン接種の最後の質問になりますけれども、今、ワクチン接種証明で様々な特典や取扱いについて対応が検討されているわけですが、ワクチン接種の証明の在り方についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） ワクチン接種証明ですが、スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカードと連携して接種記録をアプリに取り込み、年内をめどに、昨日発表で12月20日になってますが、電子版接種証明書が取得できるようになる予定です。スマートフォンやマイナンバーカードをお持ちでない方は、紙ベースの証明書となります。

ワクチン接種証明書は、海外渡航をされる方が旅券とともに申請して発行されるもので、国内の飲食店や宿泊施設で提示するために使用するものは、皆さんお持ちですがシール式の接種券の右側にある新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）の部分で、接種券がない状態で接種された医療従事者の方や職域接種の方は、接種記録書が接種を証明するものとなります。新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）、接種記録書を紛失されて手元にない方も、これから送付される3回目の接種券に1回目と2回目の接種記録が印字されています。

3回目の接種記録と併せて接種証明書になりますので、なくさないように大切に保管していただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきましてありがとうございました。

ワクチン接種を打つのも個人の選択でありますし、打たないのも個人の考え方であります。打つ、打たないで住民間、あるいはいろんな場であつれきが生じたり、差別を生む原因になることだけは決して避けなくてはなりません。その点も含めて対応のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩をしたいと思います。

再開は午後1時であります。

午前11時53分 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長より発言の申出がっておりますので、許可いたします。教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど村田敦子議員の御質問に対する、私教育次長答弁の訂正とおわびをさせていただきます。

先ほど村田敦子議員の就学援助に関する御質問の中で、就学援助の状況について御質問いただきましたが、私の答弁では、11月時点での就学援助を受給している御家庭を比較してみますと、令和2年度、小学校は464人、中学校は261人で、本年度は小学校382人、中学校223人となっており、小中学校とも昨年度より就学援助を受けている家庭は減少しておりますとお答えを申しておりました。

正しくは、令和2年度11月時点での就学援助を受給している御家庭は、小学校は414人、中学校は222人でした。訂正しおわびを申し上げます。したがって、本年度の11月時点での就学援助を受給している御家庭との比較によりますと、小学校は昨年度より減少しておりますが、中学校は1名増となっております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（浜田和子） 21番今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 午後にまたがりました。いま少しお付き合いをいただきたいと思います。

コロナ禍における経済対策についてであります。

今まで経済対策として市が実証しました主な事業者支援事業は、市の持続化給付金、事業者緊急支援金等でありました。昨年末からは営業時間短縮の要請が行われるなど、経済面への影響が懸念をされることから、売上減少に対して国や県の支援制度を併用しながら、様々な給付をしてきたものであります。その後もいろんな経済支援対策も取り組んでこられました。

先ほど述べた以外での市の経済支援対策の実績、あるいは評価等についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市の経済支援対策ということで、現在実施しております、なんこく旅たびクーポンの実施状況としましては、配布予定1万2,000セットに対しまして、11月末現在で約1万600セットと順調に宿泊者に配布され、11月15日現在の換金額で見ると、約1,440万円が市内の店舗で使用されている状況です。

なんこくグルメチケットにつきましては、当初販売予定分2万セット、追加販売分1万セットとも、販売開始間もなく完売をしております。11月15日現在の換金額で見ますと、約5,370万円が市内の店舗で使用されている状況です。

南国市G o T o理美容事業につきましては、クーポン券6,000枚の配布が行われ、11月15日現在の換金状況は約290万円となっております。

いずれの事業につきましても、市内での消費喚起の効果が出ており、宿泊事業者、飲食店等加盟店舗、理美容事業者等からは、おおむね良好な御意見をいただいております。

また、令和2年度実施のプレミアム付商品券事業につきましては、新成人、子育て世帯への配布分を含め12万7,541セットを発行し、最終換金実績で6億3,465万9,000円が市内加盟店舗で消費をされております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御答弁をいただきました。

次に、この2年間近くにわたり様々な経済支援対策に取り組んできました。しかし、市中での経営環境というものは本当に厳しい現状にあると言わざるを得ません。コロナ感染症は落ち着いているとはいえ、予断を許しません。こうした中で南国市の経済状況や地場の企業の現状等についてはどのように把握をされていますか、お尋ねします。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 南国市商工会のほうに確認を行いましたところ、会員事業者の

令和3年4月から11月までの廃業件数が13件となっております。こちらにつきましては、事業者の高齢化などによるものがほとんどでありまして、コロナの影響力によると思われる廃業は少ない状況です。これはコロナ関係の融資や給付金により経営継続ができてきているケースが多いのではないかと考えられますが、これから融資の返済等が始まったときに、経済状況が回復していなければ厳しい状況となることも考えられます。

10月から実施してます、先ほど報告させていただきました、なんこくグルメチケットや旅たびクーポンなど、コロナ関係の経済対策により、宿泊業、飲食店、タクシー事業者、観光事業者などでは来客数が増え、売上げの増加につながっており、一定好評をいただいております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、新たに出たオミクロン株の感染動向はとても懸念をされる現状にあるわけですが、コロナ感染による経営や経済状況はとても不透明な状況で推移しております。今後の諸対策や施策等への展望はどのようにお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今後の経済対策につきましては、新型コロナウイルスの感染状況によりまして、国、県等の対応を見ながら、財政の確保を含めて対策を考える必要があるかと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。具体的にこの事業という形では答弁はなかったわけですが、県、市の動向を見ながら、国の対応も見ながら、財源も含めて今後対応するという事ですので、よろしく対応方をお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

コロナの経済的影響は、いまだ衰えることなく続いております。今のところは融資制度やコロナ関連支援策でコロナ感染倒産は少なく、県内、市内の経済状況、何とか持ちこたえている状況にあるのではないのでしょうか。県は、国に先立ち、実質無利子、無担保の独自の融資制度を創設をいたしました。当初の見込みを大きく上回り、約800億円の融資となっており、この支援策は一定県内に行き渡り、多くの事業者からも評価を受けているようでございます。この経営支援で現状乗り切られることを期待をしておりますが、融資を受けて、据置期限が過ぎますと今度は償還が始まります。南国市の事業所はどのくらいこの融資制度を利用

されているのか、また据置き後のいわゆる出口対策といいますか、その点についてどのように把握をされ、お考えをしているのでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市内の事業所の利用状況については、ちょっと一律に拾えないところがありまして状況を把握してないところはありますが、国や県の新型コロナウイルス感染症対応の資金につきましては、据置期間が最大5年、また4年となっており、ほとんどの事業所が据置期間を最大として融資を受けたということを聞いております。それらの事業者につきましては、早いところで令和6年度からの返済となる状況で、数年の猶予がある状況となっております。

また、県の既存の中小企業に対する経営支援融資制度が幾つかありますが、この制度の中では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業者に対して、償還期間、据置期間を延長したり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業者が、これらの有利な県融資で借換えを行う際の要件を緩和するなどの対応が可能となっているものなどがあります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 商工観光課長のほうから出口対策についても御答弁をいただきました。これから三、四年後の返済時に、コロナ禍以前の売上げや収入がなければ、たちまち不振に陥ってしまいますし、また返済猶予の期間中でも資金が底をつけば、支払いが滞ったり、事業はストップをしてしまいます。既に多額の融資を受けている場合は、追加融資も困難となるのではないのでしょうか。多くの事業者からは、コロナ禍の影響で長引けば、果たして融資の返済、そうした不安の声も日増しに高まっていることも事実であります。この融資の返済が廃業等の引き金になることだけは何としても防がなくてはなりませんので、出口対策にも十分配慮するとともに、今から対応をされるよう、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、認証制度についてでありますけれども、飲食店におけるクラスターの発生が全国的に今報告をされてきました。どうしてもマスクを外して飲食の場面での感染リスクは高いわけですので、県内においても飲食店での感染事例が出てきました。感染症対策に取り組む飲食店を第三者が認証する高知家あんしん会食推進の店認証制度が創設をされると同時に、認証を受けた店舗へ応援金も支給される制度であります。この制度の内容や南国市での交付件数等についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 高知家あんしん会食推進の店認証制度は、新型コロナウイルス

の感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食できるよう、県が感染症対策に取り組む飲食店を認証する制度です。約50項目の基準を満たし認証を受けた飲食店には、認証ステッカーが交付されるとともに、応援金10万円が交付されます。現在、県全体の認証店舗総数は約1,500店舗、うち県のホームページで公開している店舗は約1,300、南国市では約50店舗となっております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましてありがとうございます。

最後になるわけですけれども、南国市営業時間短縮要請協力金の申請を今受け付けているところですが、その支給条件等の現状をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 県の営業時間短縮要請協力金につきましては、県のほうに確認をさせていただきますと、申請受付を現在終了して、給付に向けた作業を順次行っている状況ということです。11月16日現在の南国市関係の給付状況は、約90事業者となっています。市の協力金につきましては、現在申請を受け付けており、12月2日現在で約60事業者に対して給付を行っております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。この制度は、県の営業時短要請協力に関して協力金の支給を受けた店舗や事業所に限って、改めて南国市が上乘せ支給するというものでありまして、時短協力をした日数に一律1万円が支給されるものであります。答弁では、南国市の関係は90事業者で、現在申請済みの事業者なり店舗は60という答弁でございました。受付期限は来年の1月末になっておりますし、あまり時間もありません。県事業ですので、データとかは全て県が把握しているのしょうけれども、まだなお残り、支給を受けてない業者に対しての周知徹底を十分に図っていく手だてを講じてほしいと考えますが、そのあたり手だてができるか、周知の方法を含めてお願いします。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） これから事業者への周知につきましては、県と調整を行いまして、効果的に周知をしていくようにしたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

以上で私の一問一答による一般質問を終わりたいと思います。それぞれの御答弁ありがとう

ございました。

○議長（浜田和子） 3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

先ほど今西議員のほうから新型コロナの関連の質問がございましたけれども、ワクチン接種が進んで、全国的に見ても収まってきている状況、高知県は24日連続、感染者が出てないということで、3回目のワクチンも始まるということですが、年末年始に向けて、これから新たなオミクロン株の感染も懸念されるわけですので、気をつけていきたいというふうに思います。

それでは、第424回令和3年12月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回私が通告させていただいた質問は、1項目め、市長の政治姿勢、2項目め、子育て支援、3項目め、環境行政の3項目であります。順次質問させていただきますので、答弁をよろしくお願いします。

まず、市長の政治姿勢についての1つ目、令和4年度予算編成に向けて質問させていただきます。

毎年12月議会で翌年度の予算編成についてお伺いするわけですが、国では岸田政権が誕生して、衆議院総選挙もあって第2次岸田政権が誕生して、昨日、所信表明演説もあったということで、国の補正予算が歳出35.9兆円で、来年度の当初予算と合わせて16か月予算というようなことで進むということですが、なかなか不透明な部分がありますので、国の動向も注視していく必要があると思いますけれども、その中でも南国市では令和4年度予算に向けて、既に各課から予算要求の作業が進められていると思います。新型コロナウイルスの影響で税収の減少も予想される一方で、大型プロジェクト事業推進による公債費の増加もあって、厳しい予算編成作業になるのではないかと思います。

そこでまず、税務課長にお伺いします。

令和2年度決算では、新型コロナ対策としての臨時給付金の影響で収納率が高かったというふうに聞きましたけれども、税収そのものは減収が余儀なくされると。来年度についても市税の減収が予想されると思いますけれども、市税収入の見込みはどのように立てておられるでしょうか。

○議長（浜田和子） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 来年度の税収でございます。

まず、令和3年度、本年度の当初予算では、住民税は新型コロナウイルス感染症の影響により大きな減収、固定資産税、軽自動車税は影響を受けないものとして予算計上を行いました。しかしながら、住民税では減収見込みが過大であったため、本12月補正で1億円の増収を予算要求しております。

来年度、令和4年度につきましては、固定資産税、軽自動車税につきましては微増、住民税は新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和2年度とほぼ同額を見込み、予算編成中でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ちょっと税務課長に確認ですけれども、今年度の状況も踏まえ、令和2年度とほぼ同額を住民税も見込んでいるってことは、コロナの影響はないと判断されているわけでしょうか。

○議長（浜田和子） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 個人住民税のほうでは、やはり横ばいから微減と、コロナの影響はあると考えますが、固定資産税等の増収で税込全体としては令和2年度と同額、影響がほぼないというようなことで予算編成をしております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 分かりました。ありがとうございました。

では、財政課長にお伺いします。

国はコロナの影響などによる地方財政の現状を踏まえて、地方交付税の確保に努めるという方向のようでございますが、税込以外の交付税など、その他の歳入についてどのように見込んでおられるでしょうか。

○議長（浜田和子） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針におきましては、令和4年度予算編成に向けた考え方といたしまして、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

税込以外の歳入の見込みですが、標準財政規模に対する歳入につきまして、交付税により調整されるということになりますので、総額としては一定確保されるというふうに見込んでおります。しかしながら、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足

額として算定され、基準財政収入額には標準税収入見込額の75%が算入されるということになります。一般財源総額が確保されるといっても、税収の減がありますと25%分は減収となるということになりますので、市税の税収等が伸び悩む減収となりますと、相対的に市の財政運営としては厳しくなると言えます。幸いにも現状コロナの影響による税収の落ち込みは少ない状況ではありますので、しかしながら長期化の懸念もあり、心配はされるところでございます。

また、今回コロナの影響ということで、体育施設、そういったものにつきましては本年度かなり減収ということになっております。そういったものはコロナの影響が続くと令和4年度につきましてもそういったことが起こり得るというふうに考えておりますので、そういったことにつきましても想定の上で予算編成に努めていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 税収もコロナの影響はあまりないということで、全体的にもあまり影響はなく、例年並みの歳入が見込めるというようなことかと思えますけれども、では市長にお伺いします。

今、お答えいただいたような歳入の状況の中で来年度予算編成に入るわけですがけれども、例年と同様に総合計画の5つの基本目標に重点配分するということですがけれども、平山市長は市長に就任されて以来、大型プロジェクト事業に力を入れて、それらへの予算配分が非常に大きくなっていったと、これらもものづくりサポートセンターも完成、開館し、中央地域交流センターも完成目前、また図書館があと残っているというような状況の中です。国営圃場整備事業もスタートしていますし、長岡西部保育所の建て替えや学童クラブの整備など、子育て支援にも力を入れてこられております。

では、2期目の最初の予算編成となる来年度予算において、特に市長が重点的に配分を考えているのは具体的にどのような施策でしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 私の2期目の最初の予算ということでございますが、もちろん先ほど西山議員がおっしゃっていただいた大型事業、それらも今回の選挙の中の公約の中にも入っているところでもございますが、それと同時に市長選を通じまして聞かせていただきました市民の声を生かした予算編成にもしたいと思っております。

公約としましては、西山議員がおっしゃっていただきました子育て支援と環境の整備としまして、小中学校トイレ洋式化やプール改修、放課後児童施設の整備拡充に努めるということとともに、にぎわいのまちづくりのためのJR後免駅前広場の整備と駅前からのシンボルロード

の整備の早期完成を目指す。それと、稼げる農業と産業振興としまして国営圃場整備事業の推進、新規就農者や担い手育成支援も進め、南海トラフ地震に備え命を守る防災対策も引き続き進めていくということにしております。

選挙活動で市内を回らせていただき感じましたのは、今までも申し上げたとおり、市道の整備がまだまだ必要であるということで、多くの皆様から市道に関連する御要望というのもいただいたところでございます。そういった御要望を生かした予算編成にしてみたいと考えております。歳入面との調整もございますが、できるだけそのようなことを配慮した予算にしたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 幅広く言われて、なかなか具体的な施策というようなあれではなかったんですけども、子育て支援からまちづくり、産業振興、防災などを含めて、ハード、ソフト両面から幅広く市民の声を聞くという姿勢で臨まれるということだと思います。市道の整備にも触れられましたけれども、市民の身近な要望に応じていく予算編成になることを期待しております。

ところで、歳入について予算編成方針では、受益者負担の適正化を見据えた歳入の確保が掲げられています。この受益者負担の適正化とは、具体的にどのようなことを考えられておられるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで受益者負担の適正化ということ、財政健全化計画の中でもうたってきたという経過もございます。そういった中では、歳出に見合った受益者負担をどのように考えるかということを見直してほしいということで、平成16年からの健全化計画では掲げてきたと考えております。

現在は、一定その財政の状況というのは改善したと考えているところでございまして、その中で受益者負担ということはどう考えるかということでございます。市民サービスを拡充し、継続して行うに当たりましては、一定の受益者負担をしていただくことはもちろん必要です。しかしながら、行政サービスの一環でありますので、当然全ての経費を受益者負担で賄うものではありません。近隣市で同様のサービスを受ける場合には公平感等も考慮する必要がありますが、それぞれの市町村の政策や財政状況等により負担額を決めてきたところであります。

本市の財政状況は、今先ほど申しましたとおり、厳しかったということもございまして、ごみ袋の手数料も近隣市より高かったというところでございますが、ふるさと納税の寄附額も増

えて、歳入も改善してきたということもあります。これまでお願いしてきました市民負担を少しでも軽減しようということを考える状況も改善したときにはあるわけございまして、近隣市との公平感も持っていくということも負担の適正化であると考えております。そういった意味で、ごみ袋の手数料の改定を今議会に提案しているところでもございます。

今後も財政面を考慮した上で、可能な限り市民負担を軽減しつつ、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今、市長からごみ袋の話もありましたけれども、今議会に提案されてるごみ袋の値下げ、これも香南清掃組合を利用している他の2市の市民の皆さんの負担との均衡を考えて公平感ということを言われましたけれども、これも値下げも受益者負担の適正化というような御答弁やったかなというふうに思います。受益者負担の適正化については、市長も言われてましたけども、市民の理解を得ながらやっていくことが大事なかなというふうに思います。

ところで、予算編成方針では、受益者負担の適正化と併せて引き続き事務事業の見直しや職員数の適正化による人件費の見直しも掲げられております。

そこで、2つ目の庁内体制と事務改善についての質問に移ります。

平山市長は、市長就任後、都市整備課から分割して住宅課、また農林水産課から分割して農地整備課をそれぞれ新設しました。また、今年度、係の分割も行われたと思っております。重点施策への対応ということですが、分割ばかりで職員数の増につながっていくという対応だというふうに思います。職員を増やさずに対応するには、どのような組織改編が必要かというような検討がちょっと弱いのかなと私は感じています。庁内の機構再編には、もっと全庁的な事務事業の再編を検討していくべきであるということは再三申し上げてきました。

職員数については、行革実施計画書によると、平山市長が市長に就任される前の平成29年4月1日現在427人であったのが、4年後、今年の4月1日には442名と15人増えております。ちなみに行革推進計画書では、今年が最終年度になるんですけれども、来年の4月1日が430人という目標になっております。今12名超えているという状況です。

そこで、企画課長にお伺いします。

来年度の職員採用については、もう合格発表もあったということです。来年度の機構、人員配置を決めた上での採用計画に基づくものだと思いますけれども、現時点で来年度の機構や人員配置で変更を予定しているものがあればお答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 来年度の機構ということでございますけれども、令和4年度には人権施策を総合的に推進していくため、総務課に人権係を新設することを予定をしております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 人権係を新設を予定してるということですが、人権条例が制定されましたので、それへの対応、実践に向けての対応だというふうに思いますけれども。市長にお伺いしますが、予算編成方針にある事務事業の見直し、職員数の適正化による人件費の見直しについては一体どのように考えているのか、職員数の適正配置を事務事業の見直し・事務改善と併せて考えてるのか、このあたりを市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 行政改革大綱におきましては、市民サービスを低下しないように配慮しつつ、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや民間活力の積極的な導入など、長期的な視点に立って計画的に適正な定員管理を推進するというようにしております。

個々の内容につきましては、西山議員の御提案と一致する内容も含まれているとは考えております。事務事業の点検・見直しにより、今ある人的資源を有効かつ効率的に活用して、施策を推進していくことが方針として必要であると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 抽象的ですが、事務事業の見直しについては事務のアウトソーシングも検討課題の一つであるというふうに思います。ここ二、三年の間に市民課の窓口業務が民間委託が進んでるということで、市民係の郵送業務から始まって、国保、年金係にも受託業者の人が入ってるという状況になってます。

では、市民課長にお伺いしますが、今年度は市民課の窓口業務委託で何名の方が配置されて、それに対する委託費は幾らなのか、あわせてこれによって始まった当時から正規職員、臨時職員が何人置き換えられて減ったのか、人件費はどうなったのか、お答えください。

○議長（浜田和子） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 委託先の配置人数には変動がありますので、今年度4月当初の体制でお答えいたします。

市民課全体で16名、これは兼務はありますが、市民係9名、マイナンバー窓口2名、年金2名、国保3名と、別に統括責任者1名という体制が委託先の体制でございます。これによる令和3年度の年間の委託料は4,639万80円となっております。

職員数につきましては、平成30年度より一部業務の委託化を開始いたしましたので、29年度の職員数と比較してお答えをいたします。会計年度任用職員も含めた数で、市民係については15名が9名、年金係は3名が2名、国保係は9名となっております。国保係につきましては、委託先スタッフの業務知識のこともありますので、安全に業務を移管することなどを考慮いたしまして、今年度減員とはしておりません。市民課としての職員数は27名から20名で7名減ですが、現在職員のうちの4名は令和2年度から設置しておりますマイナンバー窓口の専任職員ですので、単純に置き換えということで申しますと、29年度で市民課で行っていた業務については、現在16名で行っているというところがございます。

窓口業務が何人置き換わっての配置数かということでございますが、当時臨時職員のみが窓口業務を行っていたわけではなく、また現在の委託業者のスタッフについては複数の系の業務を行っているスタッフもおりますので、何人が何人という単純な比較をすることができず、総数での比較とさせていただきます。

経費につきましては、正職員4名と臨時職員7名を、現在は会計年度任用職員ということになりますが、雇用していると仮定して算定をいたしますと約4,530万円ですので、委託と直接雇用を比較して経費が109万円増となっているように見えますけれども、委託先スタッフのうち2名は新しく設置したマイナンバー窓口のスタッフですので、平成29年度当時に行っていた市民課の業務で考えると14名が配置されています。その分の委託料を案分いたしますと3,976万円で、実質的には554万円減少しているというところになります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） では、その今回の委託につきまして、費用対効果の面からは適正だとお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 費用対効果の面でございます。費用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、若干効果が出ていると考えております。また、窓口業務を委託をいたしました目的として、人件費、また人員のことだけではなく市民課が行うべき業務、例えば市民係でいえばマイナンバーカードの普及、国保係でいえばデータヘルス計画の推進のためのデータ分析や医療費の適正化事業の企画などに、人員の関係でなかなか取り組めていなかったという課題を解決することもありました。そのことを職員を増やして行う、また職員が増えないからできないとするのではなく、現在の人員で取り組めるようにする、その意味ではマイナンバーカードの普及事業に職員を割り当てることができ、また新たな事業であるおくやみ窓口なども現

在の体制の中で吸収できており、そういったところでの効果も上がっていると考えています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 市民課長が冒頭で答えられた17名ですか、合計。17名で委託費が四千六百数十万円ということで、平均すると300万円をちょっと切るようなことになってこようかと思えます。トータルでは実質的に減少しているということですが、それが高いか安いということもありますけれども、行政自らがワーキングプアをつくるわけにいきませんので一定水準の賃金も必要ですし、全部が正規職員だともっと人件費は高くなるということでは財政的な一定の効果があるのかなと思います。また、他の業務もできるようになってきているということで、効果が出ていると判断されているのかなというふうに理解しました。

私ごとなんですが、先日、私は市民課の窓口へ行って、ある手続を行いました。窓口対応された方は本当にとっても親切に対応していただきまして、気持ちがよかったですけれども、事務にはなかなか不慣れなようで、結構別の方に何回も手続の確認をしておられました。受け答えは丁寧でしたので気持ちはよかったですけれども、事務的にはどうなのかなというのを感じました。実際その事務にミスがあつて、翌日担当の職員から連絡をいただいて、手続のやり直しをすることがありました。

また、もう一回、先日、別のことで戸籍の交付をお願いしに行ったんですけれども、やはり奥の職員の方に確認を何回かしているということで、私が2回、市民課の窓口で経験した手続が、たまたまかもしれませんけれども、何か何回も確認をしながらの作業で、時間がかかるなという印象を持ちました。接客、接遇が本当に気持ちがよいものだったのでよかったですけれども、事務処理の早さからいえばどうなのかなという感じがしました。

そこで、市長にお伺いしますが、これで本当に市民サービスが向上してるのか、効率的な窓口業務が行えるようになったと言えるのか、市長の感想をお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 議員さんが窓口へ行って感じたことということで、そのおっしゃられたことは、窓口を利用する方でしたら、そういった対応にちょっと不安を感じるということもあると思いますし、実際ミスがあったということは本当に御迷惑をおかけしました。おわび申し上げます。

ただ、窓口の対応という面では、一定評価をしていただいておりますというようにお褒めいただいたところですが、私も住民票とか何回か受け取りに行って、その対応というのは非常に丁寧であったという思いがしております。

また、事務処理についてでございますが、これまでは体制的に複数人のチェックっていうことができてなかったっていうことも多かったところでございます。現在は窓口スタッフの書類を最終的に職員がチェックするということをしており、先ほどミスということを御指摘いただいたところございましたが、今は全体としてミスが起こりにくい体制が実現できていると考えております。ちょっと時間的に時間がかかるのではということでございますが、できるだけチェックということを慎重に行っているということがあるというように認識しております。

先ほど市民課長が答弁しておりましたが、これまでの人員では実際難しかった事業が、職員が行うことができるような体制になったということで、総合的に判断して市民サービスの向上につながっていると考えているところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 一定の効果が出ているということですけど、ちょっと言葉尻をつかまえて申し訳ないんですが、ミスが起こりにくい体制ができているというふうに言われましたけれども、私が実際にミスを経験したわけですけども、これ業務委託とは別次元の話になるかもしれませんが、ミスが起こりにくいじゃなくて、ミスは起こったらいかんわけで、ミスのない事務処理をお願いしたいと思います。細かなミスがちよくちよくある、先ほど今西議員の質問の中でワクチンの接種の証明書の話が出ましたが、私の実は証明書の日付、間違ってるんですよね。だから、こういった細かいミスもないように努めていただきたいというふうに思います。

市民課の窓口に限らず、こういった特に委託した業務についてP D C Aサイクルを回すなどして検証はされているのか、代表して村田副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 民間委託しました業務につきましては、担当課で定期的な業務報告を受けるなど、適正な業務の履行ができているかを評価しまして、必要に応じて改善を図っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 担当課においてというようなことを言われたのかな。担当課に任せるのではなく、副市長あたりがきちんとチェックすべきじゃないかなというふうに思います。

話を戻します。

職員定数についてですけども、先ほども申し上げましたとおり、職員数は急激に増えてきているというふうに思います。職員定数の管理には、行政改革大綱、行政改革実施計画書があ

と思います。これが今年度が最終年度ということで、来年4月1日以降大きく増えている。この目標を超えている職員数ですけれども、自ら策定した計画の目標数値を超えて、どんどんまた増えてる、疑問を感じるどころなんです。

そこで、市長にお伺いしますが、今申し上げた点、行革の計画に逆らって職員数が増えている点、行革大綱、実施計画書の整合性の点から、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん行革大綱の数値ということは自分も認識しておるところではございます。しかしながら、現在複数の、西山議員もおっしゃっていただいたとおり、大型プロジェクトが進行中でございまして、その円滑な進捗に向けては職員数も増やさざるを得ないという状況にあると認識しております。もうこれら多くの事業を実施するために、職員数を増やさないと健康被害にもつながるのではないかというおそれもありまして、そこは定数の目標数値というものは認識はしておりますが、仕方がない状況であるという判断の下、今職員の採用を行っているところでございます。

今後は、今進めております大型プロジェクト、徐々に終わっても行くところでもございますし、今後その状況を見定めて、定員管理につきましては考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 私、決して職員数がただ少なければいいというふうに思っているわけではありません。職員の労働環境も含めて必要な人員は確保しなければならないというふうに思っています。けれども、職員数の増は当然人件費の増につながっていくわけで、定数管理が必要なのは財政状況を見極めた上で進めていく事業の取捨選択も必要ということで、人件費が増えれば他への市民サービスへ回す予算がなくなってくるということにつながりますので、そのあたりも気をつけていく必要があるというふうに思います。

今後、職員定数についてはどのように管理していくのかですが、さきに開催された行革推進委員会で確認しましたけれども、今年度が最終年度である行革大綱2017は、国から示されている自治体DX推進計画に置き換えて、行革大綱は来年度以降策定しないということをおっしゃっていました。自治体DX推進計画は、政府が看板政策として進めている、デジタル庁を設置しましたけれども、行政のデジタル化の推進計画であって、基本的に事務事業の見直しということだと思います。行革大綱とは目的も内容的にも異なる面が多々あると思っております。ところが、行革大綱をなくすと、例えば職員定数について言えば、具体的な目標数値もなくなってくるということになるかと思っております。

そこで、市長にお伺いしますが、今回自治体DX推進計画策定に伴って行革大綱をなくすることについてどう考えてるのか。行革大綱は必要ないのか。行革大綱で数値目標を掲げておりますけれども、これが達成なかった項目でDX推進計画から抜け落ちる項目、これらについてはどうするのか、このあたりについて市長の考えをお聞きします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 行政改革の推進につきましては、総合計画・後期基本計画におきまして、主要施策として位置づけをしております。来年度には、西山議員のおっしゃったとおり、自治体DX推進計画を策定し、新たな生活様式への対応、デジタル技術を用いた改革を進めるという予定としております。計画では、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の標準化・最適化を進め、業務の効率化を図ることとしております。

議員が言われておりますとおり、この計画が行政改革大綱に全く置き換わるというわけではありませんので、職員数の適正配置等、新たに定員管理計画を策定し、最適化を図ることなど、重なっていない部分をどうするのかということですが、それは個別計画によりまして、その進捗管理を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひしっかりと計画を立て、効率的、効果的な事務事業と事務事業の改善になるように努めていただきたいというふうに思います。

次に、市有財産の管理について質問させていただきます。

財政課長にお伺いしますが、公共施設の長寿命化計画の策定に取り組んでいると思いますが、その進捗状況と策定に向けての今後の予定についてお答えください。

○議長（浜田和子） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 本市では、南国市公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定いたしました。その後、個別施設計画、いわゆる長寿命化計画というものも含まれますが、これらにつきましては、学校、住宅、保育、道路等は原課で、またその他の施設につきましては財政課で策定することといたしまして、全てのものが令和3年3月までに策定済みとなっております。

現在、これらの個別施設計画を踏まえて、また戻りまして公共施設総合管理計画、こちらを改めるということで改定に取り組んでおりまして、本年9月に業務委託契約を結び、年度末には改定作業が終了する予定となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 市有財産について、特に公共施設については新たなものもどんどん新設されているという状況です。当然これらには維持管理費、ランニングコストも必要なわけで、一方で役目を終えた公共施設も出てきているというふうに思います。

そこで、次の質問ですけれども、昨年度南児童館と東部児童センターが解体されて、更地になっております。児童館については、わかくさ児童館の跡地も現在は長岡西部保育所の建て替えに伴って園庭として利用されておりますけれども、長岡西部保育所の改築が完了した後はどうするのか、その跡地利用についてどのような計画があるのか、お答えください。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 南児童館と東部児童センターにつきましては、都市整備課が行政財産として管理しております。

わかくさ児童館は、平成29年12月に利用を休止し、敷地への立入りを禁止しておりました。建物につきましては、令和元年度に取壊しを行い、長岡西部保育所の建て替えの間は仮園庭として使用させていただいております。長岡西部保育所改築後の利用につきましては、関係課で協議を行い、検討していくことになろうと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 南児童館と東部児童センターについては、所管が都市整備課になったというようなことで、ということは公園なのかなというふうに思いますけれども、南児童館なんかについては、南海トラフ地震の津波も考えると、なかなか利用が難しいようなことも問題になってくるといふふうに思いますけれども。ほかにも例えば保育所については、まだ建物がある大湊保育所、さらに旧の長岡東部保育所、岩村保育所の跡地なんかもあります。公共施設の解体後の跡地利用がなかなか進んでいないのではないかなというふうに思います。一方で、公園整備の要望もありますし、市長も取り組んでいくと言われておりましたけれども、そのほかにも災害時の一時避難所や震災時の仮設住宅の用地なんかで土地を必要とすることもたくさんございます。

そこで、財政課長にお伺いしますが、これらについて、跡地としてと、それと必要とする土地、これが位置的にマッチしない面もなかなかあるのではないかなと思いますけれども、市としては公共施設の跡地利用についてはどのように考えてるのか。先ほど子育て支援課長の答弁では、わかくさ児童館跡地は立入禁止にしていたというふうに言われましたけれども、じゃあ土地は利用していないということになるんですけれども、長寿命化計画だけでなく、跡地利用についてもしっかりと計画を立てるべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 総合管理計画の中におきましても、施設の長寿命化、集約化というものが明記されることとなりますので、今後も跡地等が出てくると思われます。

跡地につきましては、目的を持って管理する行政財産と処分可能な普通財産にするのか、原課の判断にもなりますが、普通財産につきましては財政課で管理いたしますので、基本的には売却を前提といたしております。

しかしながら、先ほどもありましたように、南海トラフ地震の際の仮設住宅用地の予定地、これがまだまだ不十分であるということがありますので、この状況を確認しながら売却というものも考えていきたいというふうに考えておりますが、現状でいくとなかなかこの仮設住宅用地、その確保ということもありますので、あまり進めるということにも、なかなか進めないというような形にはなろうかと思えます。

なお、行政財産につきましては、所管課におきまして計画的に利用すべきと考えておりますので、財政課と協議しながら計画の策定をお願いするところであります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 行政財産か普通財産かによって計画も変わってこようかと思えますけれども、この件について、財政課長、そう答弁されましたけれども、市長は市長として、市が所有する財産の有効活用、これについて今後どのように取り組んでいきたいとお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 公的施設として使っていたものを解体し、また跡地利用ということが多々あるわけございまして、そういう財産につきましては、もちろん有効利用していかにかいかんということは当然でございます。その方法としましては、やはり公共的な活用が見込めるようなものは、公共事業に活用を模索するということがまず最初に考えることございまして、その後、それを売却することが適切ということであれば売却をするというように考えていくことになろうと思えます。

そのほかにも、財政課長が申しましたように、南海トラフ地震に必要ということにもなると思います。ただ、地理的、立地的な条件がちょっと難しい、地理的な条件によりまして活用が難しい場所ということもありますので、そちらは継続的に活用を考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 特に跡地利用についてはなかなか難しい、もう大分以前になりますけど、

中山議員が第3中央団地の土地のことなんかも触れられたことがあったと思います。やっぱり壊した跡地をどうするのかというのは、やはり遊休農地じゃない遊休市有地、遊んでいる市有地というようなことにならないように、やはり何とかしていく必要があると思います。

南海トラフ地震の際の仮設住宅用地も全然足りてないというようなことですが、地理的な問題、市長も言われましたが、地理的な問題もありますけれども、やはり市有財産を有効活用していくということは市民にとっても必要なことであると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、2項目めの子育て支援について、まず保育所の施設整備について質問させていただきます。

明見保育所についてですけれども、駐車場の整備、園舎内のホールの整備について、その後どうなっているのか。あそこの保育所周辺、状況が変わってきているというふうに思います。用地交渉もあって、相手もあることですので、現在明らかにできる範囲で構いませんので、進捗状況を説明してください。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 駐車場、ホールの増築を行うには、現在の敷地の周辺の用地を購入する必要がありますので、現在周辺の農地の地権者の皆様の下にお伺いし、用地を購入させていただけないか、御協力をお願いしているところでございます。地権者の方々には一定の御理解をいただいておりますが、購入まで至っていない状況でございます。今後も引き続き関係者の皆様に早急に御理解、御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） なかなかうまく進んでいないという現状かなというふうに思いますけれども、この請願が議会で採択されて、もうはや3年近くになってきました。要望した当時の園児はもう既に卒園されたり、それから保護者の皆さんも結構もう変わっておるのではないかと思いますので、早く実現できるように今後とも努力していただくことを重ねてお願いしておきます。

次に、その他民間保育園についての特に移転問題についてですけれども、それがどうなっているのか。受託法人別にいうと、十市保育園と稲生保育園、それから吾岡保育園ということになりますけれども、十市、稲生保育園の移転については、市の取組はその後どうなっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 十市保育園と稲生保育園の移転につきましては、市全体の未就学児の減少が見込まれることから、統合しての移転先を検討しておりました。

未就学児数は、南国市全体で平成27年5月の2,331人から令和3年5月は2,186人と減少しておりますが、幼児教育・保育施設の利用者は、平成27年5月の1,715人から令和3年5月の1,773人と増加をしております。このように市全体の利用児童数が増加しており、また稲生保育園は未就学児の人口が増加している地域からの利用もあることから、運営法人と協議し、統合ではなく、移転先についてはそれぞれ検討するようにいたしました。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 稲生保育園と十市保育園の移転、統合というような方向で進んでたのが、今のお答えでは別々に検討していくという方針変更がされたというようですねけれども、いずれにしても法人さんと、また地元の方々との話もしながら、やはり浸水とかいうような問題もありますので、テンポを上げたほうがよいと思いますので、ぜひ頑張って対応していただきたいと思います。

もう一つの法人、吾岡保育園の移転については、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 吾岡保育園につきましては、具体的な移転先を考えられております。私も移転を考えておられるところの関係者の方にお会いし、協力のお願いもさせていただいておりますし、また地権者の方にもお会いして、御協力をお願いする予定でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 吾岡保育園については、場所も決まりつつあって、一定前進しているということですねけれども、吾岡保育園については十市保育園、稲生保育園と違って、もともと民立民営であって、法人の努力に頼っているということが言えると思います。子供たちの保育を委託する市の責任として、園庭も含めて財政的支援が必要であるというふうに思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 吾岡保育園につきましては、現在の園舎の建築時に法人が借り入れました借入金とその利息につきまして債務負担行為を行い、昭和51年度から平成3年度まで市から法人に対して補助を行っております。建て替えの際には、こういった財政的支援を行っていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひ子供たちにとって、よい保育環境になるように、市としての支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

子育て世帯の負担軽減についてです。

このことについては、保育料の軽減、それから医療費の無償化など、国の制度を上回る市単独の施策も多くあります。

ここで、ちょっと子育て支援課長に確認をさせていただきたいんですが、保育料の軽減については国の制度もちょっとどんどん変わってきていて複雑になっていますので、現在の軽減について、国との違いも併せて少し整理して説明していただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 国による幼児教育の無償化は、段階的に進められてきました。特に令和元年10月以降では、認可保育施設では保育料をお支払いいただくのはゼロ歳児から2歳児となっております。また、国の制度では、世帯の所得や独り親世帯などであることによつて、第2子、第3子の数え方は変わってきますが、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となっております。

次に、南国市独自の保育料軽減でございますが、国の保育料は生活保護世帯、住民税非課税世帯と住民税課税世帯を市町村民税の所得割の額で6階層に分け、全部で8階層となっておりますが、南国市の場合は、住民税課税世帯を12階層に分け、全部で14階層とすることで、国に比べると、税額が増えることによる保育料の上がり方が少なくなっております。

また、現在の保育標準時間での保育料で、独り親世帯でない場合となりますけれども、住民税非課税世帯では、国基準では9,000円となっておりますが、市の基準では0円となっております。市町村民税の所得割が4万8,600円未満の世帯では、国基準では1万9,500円となっておりますが、市基準では住民税均等割のみの世帯が1万3,000円、所得割額4万8,600円未満の場合、1万8,000円と国の基準より低い保育料を設定しております。

そのほかの南国市独自の保育料の負担軽減といたしましては、世帯の所得や状態に関係なしに、同時に認可施設を利用される子供さんが複数いらっしゃる場合、上から2番目の子供さんの保育料を無償としております。また、保育料ではございませんが、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の対象とならなかった3歳児から5歳児の副食費につきましても、南国市が対象児童全員分を負担し、子育て世代の負担軽減を図っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 保育料については、所得の課税の関係で非常に細かく分かれていて、なかなか複雑ですけれども、今の説明では保育料単価も含めて、国の基準より市が低く抑える措置が取られているというふうになっていると説明がありましたが、ところで今課長が説明がありましたが、給食について南国市独自で副食費を無償化にして、全員が負担軽減されて無償化されているということ、主食費は必要ですけれども、そういった取組がされています。

ここで、子育て世帯の負担軽減の一つとして、保育での給食費の取組を学校給食に取り入れることはできないか。学校給食については、公会計化されて見える化されておりますけれども、現在の給食費の実態はどうなってるのか、なかなか個別の給食費となると分かりづらい部分があります、どういう設定がされてるのか。

そこで、教育次長にお伺いしますけれども、南国市の学校給食については安いのか高いのか、他の自治体との比較も含めて給食費の算定の仕組みを説明していただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本市の給食費は、1食当たり小学校は270円、中学校は300円となっております。県内11市の給食費の平均は、1食当たり小学校は268円、中学校約299円となっております、本県においては平均的な金額設定ではないかと考えております。この給食費は、児童生徒に必要な栄養素や食品構成を踏まえまして、1食当たりの金額を設定をしております。

給食費の金額設定の仕組みという御質問でございますが、小学校では平成27年2月17日に行われました南国市学校給食会理事会におきまして270円と決定いたしました。平成25年には1食当たり250円で提供してございましたが、平成26年度当時、消費税8%への増率や円高による原材料費の高騰による食材費の値上げを鑑みまして20円の値上げをし、現在の270円に至っております。

また、中学校の給食費につきましては、平成29年12月から給食提供を開始するに当たりまして、小学校と中学校の必要な栄養素等の比較検討とともに、県内市町村の金額等を参考にしながら300円と設定し、現在に至っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 給食費としては、県下11市の平均どころになっているということですが、なかなか高いのか安いのか、平均どころということですので普通かなということですが、午前中、村田議員の質問で食材も上がっているのではというような、生活保護の関係で言われてましたけども、そういったことでの経費もなかなか必要かなとは思いますが。

ところで先日、本山町長選挙に関する候補者の横顔という高知新聞の記事を読んで知ったのですが、本山町は小中学校の給食費の無償化に取り組んでいるというふうな記事が載っておりました。

そこで、教育長にお伺いしますけれども、この取組を御存じだったのか、この取組についてどのように思われるか、予算執行権は市長ですので、教育長は感想をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 本山町の給食費の無償化についての感想ということですが、本山町は平成31年4月から給食費の無償化に取り組んでいるということはお聞きしております。保護者の経費負担軽減は、本市の教育行政方針にも位置づけているものですので、給食費のことも含めて、いかに家庭の負担を軽減できるかという視点で様々な施策を模索しているところでございます。

以前、議会でも同じような御質問がありまして、経済的に厳しい家庭への給食費の援助というのは、就学援助により全額支給をしております。これを全員に広げるとなると、2億円を超える財政負担が毎年必要になりますので、給食費の無償化については大変厳しい状況だというお答えをさせていただいております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 全員無償化となると2億円と言われましたかね。なかなか大変な額であろうかとは思いますが。本山町ができて、人口が少ないといっても、人口構成としてはどうなのかなと思えますけれども、そういったことも含めて、特に私が本山町には、大変もう個人的なことになりますけれども、お世話になった元大篠の校長先生が教育長をされよったこともあったんで、特に興味を持ったんですけれども。教育長はそのように言われておりますけれども、無償化とまでは言わなくても何らかの形ができないのかなと、保育の給食の支援を行っているので学校給食についても少しでも負担軽減ができないかと、そのあたりを市長にお伺いしたいと思えますけれども。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 平成29年7月に給食センターが完成して、その年の12月から中学校給食を提供するようになったところでございます。本年度のセンターの運営費は、常駐する市職員の人件費を除いて年間約7,000万円となっております。給食費は、人件費を含む運営費には充てず、食材費とガス代に充てられておまして、先ほど教育長も申しましたとおり、年間約2

億2,000万円という給食費がかかっておるわけでございますが、ほぼ食材費となっております。

現在の給食費は、平成27年に決定し、中学校はこれを基に決定して以降、これまで据え置かれておりまして、県内他市と比較いたしましても平均的な金額となっております。子供たちの健全な成長には栄養バランスの取れた食事が必要でありまして、給食費につきましても、これまで食材費の高騰によりやむを得ず値上げをお願いしてきたところでございますが、本年度より公会計化が一般会計での食材の調達となりましたので、天候不順による不漁や不作時の急激な価格の高騰に対しまして、補正等の予算対応ということも考えられるようにはなったところでございます。

本年度も食材の一部には値上げとなったものもあるところでございますが、現行の給食費でこれまでどおりの給食を提供していきたいと考えており、今のところは値下げ、無償化の検討はまだしていないところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 給食費270円、300円、1か月にしたら五、六千円になってくるかな、6,000円を超えるか、小中学校は。なかなか負担にはなってくる。人件費が入ってないというようなことですがけれども、保育所については共稼ぎ世帯や独り親世帯などのいわゆる保育に欠ける世帯が利用しているわけで、全ての児童が利用しているわけではない。一方、学校給食は義務教育ですので、全児童生徒が通っているわけです。私立中学校へ行かれる方は別ですがけれども、全員が通っているわけです。保育所の副食費について、国の基準を制度を超えて単独で支援してますので無償化になってますので、学校給食の無償化というのはなかなかあれですがけれども、下げていくようなことは検討できるのではないかと。

ちょっと市長、まだ検討してないという、先ほど言われた。じゃあ検討する余地があるのか、もう一度お答えいただきたいかなと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 子育て世帯の負担軽減ということは、やはり方向性として今までも考えてきたところでございますので、今後もちろん検討していくことはあると思います。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひこの件も前向きに検討していただけたらというふうに思います。

では、最後の3項目め、環境行政、ごみの減量化について質問させていただきます。

最初の質問で受益者負担についてお伺いしたところですがけれども、ごみ袋の値下げは受益者負担の軽減になりますけれども、市長が他市と比較して、市民の公平感からこれも受益者負担

の一つだというふうに言われました。一方で、ごみ処理に対する費用の負担の観点からはどうなのでしょうか。

ごみ処理費用の一部をごみ袋代として徴収しているという理屈的にはそうなるわけで、制度的にはそうなるわけですけれども、今回提案されている条例改正案では、ごみ袋の値下げに伴って歳入が2,100万円余り減るという試算がされています。これを一般財源で補填することになるわけですけれども、ごみをできる限り出さないように努力している方にも、したがって均等に一般財源という形で負担をしてもらうということになります。ごみを出したら処理するのにお金がかかる、だから出したら費用を負担する、ごみを出さないようにしたらごみ袋代もかからないと、これが受益者負担の基本的な考え方かなというふうに思うんですけれども、今回の対応でごみ袋が安くなったので、気の緩みからごみが増えたらというようなことも懸念されます。

環境問題、地球温暖化防止の観点からいえば、ごみを減らす、リサイクルによる再利用に努める、リサイクルにも費用はかかりますけれども、環境問題からいえば必要な経費だというふうに思います。香南清掃組合を構成する他の2市の市民負担の均衡から、ごみ袋の値下げが図られるということが提案されておりますけれども、行政として一番大事なのは、やはり環境問題としてごみの減量化に力を注がなければならないのではないかとこのように思います。生ごみの減量化は、生ごみの焼却に伴うCO<sub>2</sub>の発生を削減するとともに、焼却炉の長寿命化と焼却灰の費用の削減につながるというふうに思います。

今年の3月議会で、環境課長にごみの減量化についての取組について質問したところ、課長からは広報等の啓発以外に生ごみ処理機具購入費補助事業があること、またごみ処理施設の視察研修を行っているという答弁があつてます。では実際にこの補助事業を活用された方がどのくらいいるのか、先日配布された南国市の環境を見せていただきました。それによると、多い年で年間20件程度、補助額は20万円そこそこというような状況です。では、今年度のこの補助制度の活用状況はどうなっているのか、併せて言われた視察研修の参加状況はどうか、お答えください。

**○議長（浜田和子）** 環境課長。

**○環境課長（谷合成章）** 本年度の生ごみ処理機具補助実績は、11月末現在で17件、交付金額は23万1,400円でございます。また、ごみ処理施設視察研修につきましては、しばらくコロナ禍で行っていなかったんですが、8月は中止でございまして、去る11月13日に実施いたしました。申込者は5名おられましたが、当日の参加者は2名でございました。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） この補助制度、10年少し前は、平成20年前後は五、六十件、補助額は五、六十万円あったようでございます。その後、じり貧の状態、やってるよという割には少ない。周知不足じゃないかなというふうに思います。予算的にも上限が3万円という補助ですので、それほどの金額でもありません。

それと、今言われた研修についても、コロナ禍とはいえ、参加者2人ということで、もっと市民への周知が必要だと思います。第一、研修へ参加される方っていうのはごみの減量化に関心がある方だと思いますので、ごみの減量化には関心のない人にどう啓発していくのかというのが大切だと思います。

ところで、香南清掃組合に搬入されるごみの量ですけれども、先日説明会でいただいた資料では、令和2年度は9年前の平成23年度から約6%増えています。人口が減ってるにもかかわらず、ごみは6%増えています。ちなみに香美市は6%減、香南市は2%の減です。南国市はごみ袋が高い。ごみ袋が安い2市が一定減っているのに、高い南国市だけが微増傾向で続いているという状況です。

そこで、市長にお伺いしたいのですけれども、市長はこの現状、現実南国市だけ増えているということをどう捉えているのか。ごみ袋の値下げ等を実行するだけでなく、行政として重要な本質的な課題として、ごみの減量化にどう取り組むものか、市長は香南清掃組合の組合長でもありますので、そのあたり、市長のこの問題に対する考え方をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） もちろんごみの減量化につきましては、行政として推進していかねばならない大きな課題であると認識しております。環境課長が申したとおり、生ごみの処理機の購入補助ということもやってもおるところでございますが、やはり啓発が不足しているのではないかとと思うところです。

香南清掃組合の視察につきましては、小学生の施設見学等もやっております、そういった小学生をはじめ、子供さんへの啓発っていうのも有効に取り入れていけたらよいのではないかとと思うところございまして、これからも継続的に、どのような啓発をすれば効果が上がるのかということをもまず考えていかねばならないと思っております。

ごみの量につきましては、令和2年度は前年度より減少しているところでございますけど、議員のおっしゃったとおり、基本的に今まで増えてきたところでございまして、やはりこれから引き続き啓発活動を見直し、充実させていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） なかなか啓発は難しいのかなとも思いますけれども、やはりリサイクルも含めて啓発に取り組んでいく必要があると。

先日、あるテレビ番組で見たのですけれども、香美市にお住まいの方が徹底したごみの減量化、ごみを出さない生活を送られているのが紹介されておりました。その方は、コンポストは当然のことで、陶器、ガラス製品、木製品を繰り返し使うことによって、プラスチック製品は使わない、またラップを使わずにお皿を蓋にするとかして電子レンジで加熱するとか、臭気を、臭いにおいを取ると、なくすとかという取組をされておりました。そんないろいろなアイデアによって、2週間で出るごみが1リットル瓶で1個ということでした。その番組に出ていたあるタレントが、ごみの減量化に挑戦して、リサイクルですね、ごみの分別を徹底するだけで極端にごみが減ったということも紹介されておりました。

このように、ごみの減量化に努力している人が、今回のごみの減量化という提案ですけれども、なかなかそれで努力しているとか、その努力に対する恩恵を受けることができない、こういった方に何か恩恵を受ける政策はないのかなと私もいろいろと考えてみましたが、私の頭ではなかなか浮かんでできません、妙案が。ごみの値下げは出す人にありがたい話ですけれども、もともと努力している人にはなかなか恩恵があまりないというような状況です。そういった中で、私は思い浮かばなかったんですけども、環境課長はそのあたりで何かいい知恵はないですか。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 情報ありがとうございました。

議員おっしゃられましたごみの減量化、分別の徹底に努力をされておられる市民の皆様方に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げるところでございます。

その方々に恩恵を受ける何かいい案をと、西山議員が浮かびませんので、私も浮かんでおりません。この問題につきましては、香南清掃組合と3市で組織しております高知県中央東部地区環境行政連絡協議会がございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 本当に浮かばないんですね、なかなか努力してる方に恩恵が、今まで努力、意識してない方はごみ袋が値下げで恩恵を受けるんですけども、もともと一生懸命努力している方はなかなか恩恵が難しいということで、3市で考えることも大事かと思うけど、やっぱり南国市独自で考える、職員から募集する、市民から募集する、いろいろな方法はあると思

ます。私自身が浮かばないので、人任せなことを言っておりますので非常に申し訳ないですけれども、そういった方がやはり恩恵を受けるようなこともぜひ考えていただきたいと思います。何といたってもごみの減量化をいかに進めるか、これに努力をしていただきたいと、取組を強化していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浜田和子） 4番神崎隆代議員。

〔4番 神崎隆代議員発言席〕

○4番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ワクチンに関しまして、2点お聞きいたします。

1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、市政報告でもございましたが、おおむね8割の方が2回目の接種を終了されたとのことでした。3回目の接種につきましては、昨日岸田首相より、できる限り前倒しするとの表明もされましたが、今のところ3回目の接種は医療従事者から開始され、2回目から8か月以上経過した人を対象として、本市では年明けの1月15日から65歳以上の高齢者の接種が開始されるということでした。日時指定で、個別医療機関か保健福祉センター指定での接種券が郵送されるということですが、前回接種の際に無料バスやタクシーを利用された方は、今回も同様に利用できるのでしょうか。また、指定された日に行けない場合など、接種券が届いた後の留意点など御説明願います。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 追加接種と集団接種会場は保健福祉センターとなりますので、無料バスの運行は行いませんが、無料の乗合タクシーは引き続き利用できますので、利用を希望される方はコールセンターで事前に予約をしてください。手配の関係がございますので、接種日の1週間以上前の平日の17時までに申し込んでいただきますようお願いいたします。

指定された日時に都合の悪い方につきましては、ID、パスワードがついておりますので、コールセンターまたはウェブサイトのほうで変更対応いたしますので、御連絡くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） タクシー利用につきましては、案内文書を同封していただけるというこ

とをお聞きしましたので、よろしくお願いたします。

2回目までの接種は集団接種で、主に土曜、日曜に行われました。64歳以下の方の場合は、多くの方が仕事をされています。3回目の接種につきましては、どのような対応となるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 64歳以下の方につきましては、接種場所、日時の指定は行いません。1、2回目の初回接種と同じく、お送りする接種券には予約用のID、パスワードが記載されていますので、平日が御希望の方は個別接種を、仕事等で土日が都合のいい方は集団接種を選んでいただき、コールセンターかウェブサイトで予約していただくようになります。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 市外で2回の接種をされた後、転入してこられた方に対しましては抜かりなく接種券が届くようになっておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 前住地の市町村で2回接種した後、転入された方は接種記録を確認することができませんので、申請が必要です。ホームページに様式のある接種券発行申請書を提出いただくか、お電話でも申請を受付しています。

今年の2月以降、南国市に転入された方で南国市での接種記録のない方につきましては、該当者全員に接種券発行申請書をお送りしますので、接種を希望される方は保健福祉センターまで申請をお願いします。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 接種をされていない2割ぐらいの方の中には、接種時期の体調不良等で接種を見合わせていた方や、新たな変異株であるオミクロン株が国内で確認されたこともあり、重症化を防ぐという点でやはりワクチン接種をしようと思われた方などもおいでだと思います。この方たちはこれから1回目の接種となりますが、対応をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 1、2回目の集団接種は終了しましたが、個別接種は12月も継続しています。まずは、お手元に届いている接種券でコールセンターかウェブサイトで予約をしてください。接種券を紛失された方は再発行いたしますので、保健福祉センターまで御連絡ください。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 接種日の変更や接種予約、無料乗合タクシー利用に関してはコールセンターかウェブサイトで、転入者の方は保健福祉センターに申請をしていただくということですね。分かりやすく説明をいただきましてありがとうございます。接種希望者が100%受けれる計画をしているということもお聞きしましたので、安心をしております。どうぞよろしく願います。

2点目は、子宮頸がんワクチン、HPVワクチンについてお伺いいたします。

子宮頸がんなどの主因となるヒトパピローマウイルス感染症を予防するワクチンにつきましては、2013年度から定期接種となり、小学6年生から高校1年生の女子は無料で接種を受けることができるようになっております。しかしながら、国が積極的勧奨を差し控えたこともあり、接種を促す個別通知などがされず、接種対象者であることを知らないまま無料接種の時期を逃してしまった方が多数おられます。

今回HPVワクチンの積極的勧奨が差し控えられた時期に無料接種のチャンスを逃してしまった女性につきましても、無料で接種ができることになりました。1997年から2005年に生まれた女性が該当するようですが、いつどのような方法でお知らせするのか等、対応をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） ちょっと重なる部分がありますが、もう一回説明させていただきますと、子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成23年1月より補助金で接種可能となり、平成25年4月より法律に基づく定期接種として実施をまいりましたが、副反応の報告が相次ぎ、同年6月より積極的な接種勧奨が一時差し控えられました。しかし、ワクチンの有効性に問題はないということで、今年の11月26日付で勧奨中止を8年ぶりに終了し、来年4月より積極的勧奨を再開するよう厚生労働省より通知がありました。

来年4月に定期接種学年の対象外となってしまう現在高校1年生の平成17年度生まれの女性から、勧奨中止の平成25年度に中学1年生だった平成12年度生まれの女性、もしくは最大値としまして平成25年度当時に高校1年生だった平成9年度生まれの女性につきましては、定期接種の機会を逃した世代として公費による無料のキャッチアップ接種が行えるよう、国では予算措置の協議に入っており、法改正も併せて令和4年度中には開始される見通しとなっています。

南国市としまして、接種機会を逃した対象者、最大値の平成9年度生まれの女性を含んだ数字で算定した1,637名が当該ワクチンを打てるよう十分な予算措置をし、自費で接種した方

にも償還払いができるように要綱を制定して対応し、キャッチアップ接種が正式に決定した際には、勧奨のお知らせとともに接種券を同封して対象者に送付する予定となっています。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 南国市では、キャッチアップ接種のための準備を整えておられることが分かりました。対象者全員に接種券を同封して送付されるということですので、確実に伝わる方法を取っていただけることに感謝をいたします。

接種対象者であることを知らないまま接種時期を逃してしまわれた方たちは、一度窓口で支払いをしていただき、その後精算する償還払いとなるとお聞きしました。HPV予防接種はワクチンの種類によって接種間隔は違ってまいりますが、6か月から1年の間に3回の接種をする必要があり、1回の接種に1万6,000円の費用がかかります。一時的ではありますが、負担となることで接種を見合わせてしまうことも考えられます。本来なら定期接種の期間内に対象者にしっかり周知をすることは市町村長の義務となっています。本市での周知に不備がなければ本人責任で仕方ありませんが、周知が行き届いていないとなると話は違ってまいります。窓口での支払いについては、本来の定期接種のように負担なしで接種していただけるようにすべきだと思いますが、それはいつ頃可能となりますか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 償還払い、現物給付、いずれにしても現時点で接種対象外の方につきましては要綱、予算措置がなされていませんので、申し訳ございませんが、一旦自費で接種を受けていただくことになります。

令和4年度に向けて予算措置はしておりますので、予防接種法が改正され、キャッチアップ接種対象者の範囲が決まりましたら、市も直ちに要綱を制定し、対応いたします。その時点で償還払いにつきましては、積極的な接種勧奨が中止となった平成25年6月14日まで遡って対象とする予定です。自己負担なしで接種ができるようになるのは、市の要綱施行日以降になります。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 今後要綱を制定し、施行後は定期接種の時期を逃した世代の方たちも一時的な窓口負担なしで接種ができるということですね。

それでは、勧奨再開が決定しました現在の対象者への対応をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市では、勧奨中止を終了する通知に先立つ令和2年10月9日付の厚生労働省局長の、対象者が接種を希望した場合に接種することを周知することという通知を受け、令和2年11月より今年の4月にかけて、令和2年度の対象者である小学6年生から高校1年生、平成16年4月2日から平成21年4月1日生まれの女子を対象に、学年別に接種を希望される方には定期接種として公費で予防接種が受けられる旨の文書とワクチンの有効性を紹介したリーフレットを送付し、接種を希望する方には無料の接種券をお送りするようにしています。対象者は1,224名いましたが、実際に連絡をくださり、接種券をお送りしたのは延べ35名となっています。

公費で受けられるにもかかわらず接種率が低いのは、ワクチンの効果よりも副反応のほうが大きく報道された当時のイメージがそのまま子宮頸がんワクチンに対して残っている結果ではないかと考えられますが、来年4月からの積極的な接種勧奨再開を迎えるに当たり、多くの対象者に接種していただけるよう、子宮頸がん感染予防のワクチンの有効性を広報、ホームページ等を通して周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 南国市では、昨年11月から今年の4月までに、対象者に対しまして郵送での個別周知をされたということです。速やかな対応に感謝をいたします。今後におきましても、やはり接種率を上げるためにも接種券を同封していただき、さらにワクチン接種の有効性の周知を図っていただきたいと思います。

厚生労働省によりますと、子宮頸がんによって亡くなる人は1万人当たり30人で、ワクチン接種によって30人中、最大21人の死亡を避けられると推計されております。厚生労働省の専門部会では、国内外でワクチンの安全性と有効性が確認されたとして、勧奨再開を決定したわけですが、HPVワクチンの定期接種対象者は小学6年生から高校1年生ですので、今後は学校でのがん教育や性教育の中でこのことを取り上げることにつきまして、教育次長のお考えをお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 神崎議員からお話がありましたように、命の学習としまして、この子宮頸がんの学習につきましても、がん教育の推進並びに性教育の推進の両面から取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。正しい情報を正しい方法で伝えることができ

ば、最良の判断へとつながります。どうぞよろしく願いいたします。

教育次長には、本日の議会前に生理用ナプキンの学校トイレへの設置につきまして御報告をいただきました。現在2校で実施されておられるということで、衛生面に考慮していただいた上で容器やかわいらしい袋の中に入れていただき、また優しい配慮ある文言も添付されておりました。大変うれしく思いました。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

高齢者施策につきまして、3点お伺いいたします。

1点目は、高齢者の見守りについてです。

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年が近づいております。高齢化が進む中で認知症の方も増えていくと思われることから、今後さらに認知症に対する理解を深めるための啓発を行い、地域での見守り等を進める必要があると思います。やはり認知症になっても体が元気であれば、住み慣れた地域でできる限り生活を続けられることが理想であり、願いだと思えます。これまでも何度か認知症高齢者の徘徊への対策について質問をさせていただきましたが、どのような形で実施されるのか、お聞きいたします。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 令和3年度から3か年を計画期間とする南国市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、認知症施策の推進は重点施策に位置づけております。認知症への正しい理解の普及啓発のため、認知症サポーターの養成や、現在、改定作業を行っております認知症ケアパスによる相談先の周知などに引き続き取り組んでまいります。

高齢者が行方不明となった場合には、現在、防災行政無線により広く市民へ情報提供を呼びかけておりますが、近年、認知症高齢者の割合は増加傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができる対策が必要と考えております。

行方不明の高齢者を早期に保護につなげる対策として、現在、認知症徘徊対策事業を検討しており、10月に認知症の方やその御家族と日頃から関わりがある介護事業所に対して、対応策に関するアンケート調査を実施いたしました。集計結果を市のホームページに掲載しておりますが、今後、実施に向けて事業内容等を検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） アンケートを拝見いたしました。事業実施するとしたらどういったサービスをお勧めするかということで、QRコードつきシールやGPS通信、ブルートゥース通信を利用するものなどが上がっておりますが、今後の話合いの中でどれかに決めることになるの

でしょうか。できれば、それぞれの状況に合わせて一番良いと思われるものを選ぶようにするのがベターだと思いますが、そのような選択も可能となりますか。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 徘徊対策事業につきましては、アンケートの結果を1月に開催予定の地域ケア推進会議で報告し、御意見等を踏まえた上で本市の状況に応じた効果的な方法を決定し、実施したいと考えております。

複数導入については、現在のところ考えておりません。

御質問がありましたように、選択肢が増えることにつきましては、利用者にとって利便性の向上につながるものと思われませんが、予算また費用対効果、制度の運用など、課題と思われることにつきまして、今後研究していきたいと考えます。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 一度にはできないということだと思いますが、利便性を考えまして、それぞれの状況に合わせた施策を選ぶように、後々いろいろ研究されまして、取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

2点目は、フレイル予防についてお聞きいたします。

11月23日に開催された健康なんこくきらりフェアに参加した際、フレイルチェックをさせてもらいました。そこにおそろいのTシャツを着て、生き生きとお手伝いされていた方たちがおいででした。南国市では11月1日、2日に第1回目のフレイルサポーター養成講座を実施しており、1期生の代表の方にお手伝いに来ていただいております、その日がデビューの日であったとのことでした。

以前質問させてもらった中の答弁で、令和3年度から新たなフレイル予防事業に対応するため、リハビリ専門職の配置を予定しているということでした。現在、専門職も採用され、今後さらにフレイル予防の取組が進むと思いますが、どのように進めていかれるのか、教えていただけますか。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 高齢化が進み、平均寿命の伸びとともに、元気で生活できる期間である健康寿命の延伸が重要となっております。介護が必要となる手前のフレイルを予防するフレイル予防事業を本年度に開始いたしました。体操教室など地域の通いの場で、運動、栄養、口腔、社会参加のチェックを行うことで、早い段階で生活習慣を見直し、改善を行い、重度化防止、健康寿命の延伸を目指すことを目的としております。

先ほど御紹介のありましたように、11月1日、2日に保健福祉センターで第1回フレイルサポーター養成研修を実施し、当日は緑ヶ丘のいきいきサークルの方を対象にフレイルチェックの実践を行いました。参加されたサークルの皆さんは、楽しみながら御自身の健康状態を確認され、大変好評でした。

その後の11月23日には、スポーツセンターで開催された健康なんこくきらりフェアの会場でフレイルサポーターの方に早速御協力をいただき、来場された方91人にフレイル測定を行いました。今回、健康づくりに非常に興味を持ち、研修を受講していただきました岡崎議員をはじめ15名の第1期フレイルサポーターの皆様には、今後もフレイルチェックや啓発活動への御協力をお願いしたいと考えております。

フレイルサポーターの活動は、生きがいや仲間づくりなど、自分自身の健康づくり、介護予防にも効果があると思われれます。本市では、地域包括支援センターに配置したりハビリ専門職がフレイルトレーナーとなり、今後も継続してフレイルサポーターを養成し、健康寿命の延伸につながる取組として、市内全域にフレイル予防を展開していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） フレイルサポーターの増加は、課長がおっしゃられましたように、健康づくりや介護予防につながると思います。活動場所につきましても広げていただきますようお願いいたします。

3点目は、認知症家族の会についてお聞きします。

南国市では、認知症家族の会「えがおの会」が認知症カフェの運営などの活動を行っています。これまでどのような取組をされたのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症高齢者は、2025年には65歳以上の5人に1人に達すると見込まれており、認知症の方を地域で見守り支えていく体制づくりが求められております。認知症家族の会「え・が・お」では、毎月1回、介護の相談や情報交換、勉強会などを行っており、同時に認知症カフェを開催しています。

認知症カフェは、平成27年6月に認知症家族会会員の運営により開始され、認知症の方やその家族、民生委員さん、認知症の知識を深めたい方など、どなたでも参加できる集まりとなっています。認知症カフェでの話の中で支援の必要性がある場合には、地域包括支援センターが関係機関につないでおり、介護による様々な悩みや相談事を話し合える場、心の支えになる居場所となっております。認知症カフェにつきましても、11月の健康なんこくきらりフェアに出

前カフェとして参加し、市民の方へ周知を行いました。認知症の家族の精神的ストレスなどを解消し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るため、今後も家族の会の活動を支援していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。私もこれまで数回参加をさせていただきました。10月開催の葉についてのお話も大変に勉強になりました。また、えがおの会の代表が県の認知症カフェ研修会におきまして事例発表をされたということもお聞きしました。地道な取組が認められたのだと思います。このような取組は、これからますます重要になってまいります。今後も継続的な活動をお願いしたいと思います。どなたでも参加できる集いの場として、市民への周知もよろしく願いいたします。

次に、保育行政です。

まずは、使用済み紙おむつの処理についての現状をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 高知新聞の記事にも取り上げられましたことがあるように、南国市の公立保育所では、使用済みの紙おむつにつきましては保護者に持ち帰りをお願いしております。また、民間保育園では、8施設のうち4施設は保護者が持ち帰り、4施設は園で処分をいたしております。そのほかの認定こども園や小規模保育事業所でも、使用済み紙おむつは保護者の持ち帰り、園内処分とその方法は分かれていますし、中には紙おむつを使用せず、布おむつを使用している施設もございます。おむつの種類や処分の方法を決定した理由は、それぞれの施設の考え方があり、尊重すべきだと思っております。ただ、紙おむつの処分が新聞記事になるほどに保護者の考え方は変化していると思っておりますので、公立施設におきましては現場の声を聞きながら、処分の方法を検討していきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 課長のおっしゃるとおり、民営保育園や認定こども園等に関しましては、それぞれの施設の考え方を尊重すべきということについてはそうだと思います。ただ、今現在公立保育所で一律持ち帰りとなっていることにつきましては、保護者や現場の声を聞きながら検討されるということですので、そこはよろしく願いしたいと思っております。

それでは、いつ頃どのような方法で聞き取りをされるのですか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 公立施設では、紙おむつに関しましては持ち帰りをお願いし

ております。民間保育園では、園処分が半分、持ち帰り半分となっておりますので、園内処分を行っている施設の現状を聞きながら、公立施設への処分方法を検討をしていきたいと思えますけれども、現場の声を中心に保護者の意識の変化を考慮して考えていきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 使用済み紙おむつの処分につきましては、公立では現状持ち帰りが当たり前になっており、園での処分をしてもらいたいと思っておりますがなかなか言い出せないということもございますので、丁寧な聞き取りをお願いいたします。

松山市では、公立、民間園ともに園内処分を進めるに当たり、処分のための予算をつけたと掲載されておりました。持ち帰りから園での処分に転換した場合、処分費用についてはどう扱うようになりますか。公立、民間ともに市が処分費用として計上できるのか、お聞きいたします。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 松山市が計上されました紙おむつの処分費用の内容の詳細が分かりませんのでお答えすることはできませんが、園内処分を行っている保育施設に園内処分を始めることにより必要となった費用を確認するなどして、予算の計上が必要か検討したいと思えますし、経常的に処分費用がかかるようであれば、財政課とも協議の上検討していくことになると思えます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 今後、園内処分の方向に進む場合、処分費用につきましては保護者負担が発生しない対応をお願いしたいと思います。使用済み紙おむつの園内処分に関しては、いろいろ考え方はあるかと思いますが、働きながら子供を育てるための環境を整えることにもなりますので、柔軟な対応をしていただければと思います。

使用済み紙おむつに関しまして、環境省が使用済み紙おむつの再生利用に関するガイドラインを策定しております。このガイドラインが対象とする使用済み紙おむつとは、子供用紙おむつ、大人用紙おむつです。使用済み紙おむつを燃やさないでリサイクルすることについての御見解を環境課長にお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 御質問の使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインにつきましては、環境省が令和2年3月に策定し、全国的に多くが焼却処分されております使用済

み紙おむつのリサイクルの推進を図っている資料であると認識しております。その中では使用済み紙おむつの再生利用等の課題といたしまして、衛生面を含む適正処理の確保への懸念、あるいは再生利用等技術等に関する情報の不足などが上げられております。

本市におきましては、使用済み紙おむつは、汚物をトイレに捨てて、可燃ごみ袋に入れて処理することになっておりますが、今後は情報収集に努めるとともに、香南清掃組合と3市で組織しております高知県中央東部地区環境行政連絡協議会で検討をしてみたいと考えております。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 今後、高齢者の増加により紙おむつ使用者が増え、使用済み紙おむつが増えることで焼却による二酸化炭素の排出量も増加してまいります。南国市がゼロカーボンシティの実現を目指すには、そのことも念頭に置きながらCO<sub>2</sub>削減に取り組む必要があると思います。まずは3市で話合われるということですが、民間業者への働きかけなども必要です。南国市がリーダーシップを発揮して進めていかれることをお願いいたします。

次に、車椅子利用者への配慮についてお聞きいたします。

最初に、以前質問いたしました庁舎隣接の障がい者用トイレの改修につきまして、その後の経過をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 10月5日に南国市身体障害者協議会会長に現状の障害者トイレについて相談させていただきました。現場を立会していただく中で、会長から障害者の方の御意見も集めていただいております、たくさんの御意見をいただきました。長便座の利用の方、洋式便座の利用の方、温水器の必要な方など、障害者の方の障害の種類、程度によってそれぞれ違っているということであり、より多くの方が利用しやすいものということでありました。トイレのスペースに限りもあるため、全ての意見を取り入れることはできないと思いますが、利用される障害者の方に喜んでもらえるようなトイレに改修したいと考えております。現在、障害者用トイレの改装のための設計費及び工事費について、来年度当初予算に計上するべく手続を行っているところでございます。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 利用される障がい者の方に喜んでもらえるようなトイレに改修したいという言葉をお聞きし、当事者の気持ちになって考えていただけたことに大変うれしく思いました。どうぞよろしくお聞きいたします。

次に、雨天時の駐車場利用についてお聞きいたします。

車椅子利用者が雨のときに来庁される場合、介助者がいる場合は庁舎前の車寄せを利用していただくことで、ぬれずに乗降することができます。しかしながら、乗降に時間がかかってしまうため、ほかの車が後ろで待っていると、当事者としましては非常に申し訳ない気持ちになって、慌ててしまうようです。乗り降りに時間がかかることへの配慮について周知する看板等を設置していただければ、安心して利用ができると思います。看板等の設置をしていただけますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 玄関の車寄せでの乗降で、時間がかかっても安全に乗降することが大切ですので、周知の看板等の設置について検討いたします。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 介助者がいる場合は車寄せを利用すればぬれずに済みますが、雨天時に車椅子利用者が一人で車を運転して来庁される場合は大変に不便な思いをされていると思います。ぬれずに済むような対策をお願いしたいですが、いかがですか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 庁舎前につきましては、トラック等も通行するため、現在の障害者用駐車場から庁舎までの雨よけの屋根の設置は難しいと考えております。その他の方法としましては、庁舎に隣接した駐車場を新たに整備し、ひさし等でカバーする方法も考えられますが、現状ではそのスペースがありません。どのように対応できるのか、研究させていただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 庁舎南のスロープの上段が適しているようにも思いますが、何らかの対策をしていただけますようによろしく願いいたします。

現在整備中の地域交流センターでは、車椅子利用者の雨天時の乗降につきましては、ぬれないように配慮されておりますか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 市役所庁舎と同じように車寄せがございますので、乗り降り是可以します。ただ、これも庁舎と同じように運転者自身が車椅子利用者と障害者である場合は、駐車枠そのものには雨よけがございませんので、御不便をかけることも想定されます。地域交流センターは、建築面積、建築許可のぎりぎりまで使っておりますので、雨よけの増設等は

きませんので、スタッフ等、人的なサポートでの対応などが考えられます。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 雨よけの増設ができないということであれば、課長がおっしゃいますように、人的サポートでの体制を整えていただきたいと思います。

それでは、現在設計中の新図書館は、車椅子利用者が雨天時に来館されてもぬれないようになっておりますか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 車寄せで乗り降りができるほか、駐車枠そのものにも雨よけがございまして、そこから雨よけのある通路を通過して館内へ入ることができますので、そのような設計となっております。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 図書館につきましては、雨天時でもぬれない対策ができているということで安心をいたしました。

地域交流センターでは、人的サポートをお願いするとして、庁舎におきましては研究をするということですので、ぬれないようにできる方法をしっかり研究していただきまして、対策の実施をお願いをしたいと思います。

ホームページにつきまして、市民からの声をお伝えしたいと思います。

飼い犬を亡くされた方が情報を得るため、南国市のホームページにアクセスしたところ、ペットが亡くなったときの引取りに関する文言を見て、大変ショックを受けたというお話がございました。他市のものと見比べてみましたが、本市の表現はあまりにも事務的で冷たい感じがいたします。ペットは家族の一員であり、社会的にも動物愛護の取組が進んでいる現在にそぐわないものと感じました。掲載日は2014年4月となっており、長期間更新されておられません。主な内容に変わりはないからそのままになっているかと思いますが、表現内容を含め、ホームページの更新やチェック体制はどのようになっていますか。

○議長（浜田和子） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） ホームページで公開しておりますペット等が亡くなった場合の引取りについての記事につきましては、私も確認いたしました。御覧になる方のお気持ちに配慮できていない事務的で不適切な表現でありましたことにつきまして、ホームページ担当課長として、深くおわびを申し上げます。

公開記事につきましては、現在、担当課におきまして記載内容の見直しを進めておるところ

でございます。ホームページの掲載記事につきましては、各担当課が作成しており、情報政策課ではその公開記事につきまして毎年度末全庁に通知をしまして、更新の必要がないかなど定期的に確認を実施しておるところでございますが、掲載内容だけでなく、その表現についても注意して確認を実施するよう周知いたします。また、記事の公開時には、情報政策課におきましても記載内容や表現への配慮について、特に心がけるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 神崎隆代議員。

○4番（神崎隆代） 情報政策課長には、市民の気持ちを受け止めていただき、また迅速に対応をしていただきまして、本当にありがとうございました。

前回質問させていただきました本市のDX推進につきまして、市長は体制をしっかりと整え、計画的にスピード感を持って取り組むとおっしゃいましたので、既に体制整備に取り組んでおられると思います。計画的に進めるためにも人材の配置が重要です。今回はDX推進の体制等についてお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 10分間休憩いたします。

午後3時12分 休憩

————— ◇ —————

午後3時24分 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。13番中山研心議員。

〔13番 中山研心議員自席〕

○13番（中山研心） 立憲民主党の中山研心でございます。

第424回定例会に当たり一般質問を行わせていただきます。

まずは、給付金についてお伺いします。

新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として、住民税非課税の世帯に対して現金10万円の支給が予定されています。これは住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付する制度で、後述する18歳以下の子供に対する1人10万円の給付金とは別の制度であり、両者の条件に該当する方には両方が給付されると考えられます。この給付事業について、南国市のスケジュール感をお示してください。

18歳以下の子供に対する1人10万円の給付金については、支給対象は18歳以下を含む世帯を

対象とし、主たる生計維持者の収入が960万円以下という所得制限が設けられています。年収960万円の所得制限を設けることで、203万人の子供が給付対象から外れることとなります。5万円は現金給付で、残りは春以降にクーポン配布という謎の支給となりました。手間と事務経費は2倍、クーポン印刷にもお金がかかります。事務費1,200億円との一部報道もありました。クーポン支給と分けることによって、900億円増となるようです。

これらの給付事業の目的は何なのでしょう。

1、コロナで職を失ったり、収入が激減した人に対する困窮対策として。2、冷え込んだ地域経済に対する景気刺激策として。3、少子化対策及び子育て支援として、また女性の社会進出を側面支援するため。4、選挙の買収資金として。給付金の狙い、目的は何だとお考えか、市長の御所見をお聞かせください。

1つの事業に複数の目的を持たせてはいけない、そのいずれもが中途半端になり失敗する可能性が高い、というのは、総務省や県の地方課が市町村を指導するときによく言うことです。この事業の効果が見えてくるのはゴールデンウイーク以降になるとと思いますが、こののぼりより高いフラグが立っていると思うのは私だけでしょうか。アベノミクスの失敗から何も学んでいないのでしょうか。

クーポンの支給については、11月26日に行われた衆議院予算委員会の理事懇談会で、財務省は地方自治体の実情に応じて全額現金給付も可能とすると説明しました。これが可能であれば、南国市内にはランドセルや学習机を買える店舗も少なく、クーポン支給による経済刺激効果も少ないことから、南国市では全額を現金支給にすることを検討してはと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。支給対象となる市民から喜ばれることは間違いありません。

最新のニュースで、松野博一官房長官は今日の記者会見で、2021年度補正予算案に盛り込まれた18歳以下への10万円相当の現金、クーポン給付について、全額現金で支給することも可能だとの見解を示しましたので、ぜひ抜かりのないように情報収集をしてください。

財務省の矢野康治次官が、文藝春秋に衆院選や自民党総裁選をめぐる経済対策などの論争について、ばらまき合戦と寄稿したことが波紋を広げました。衆院選を直前に控える中の財務省事務方トップの異例の発信に、与党内からは不快感を示す声も出ました。選挙への影響を懸念する与党の思惑に興味はありませんが、その中身の是非はともかく、現職官僚の発言としては看過できません。市井の経済学者の発言ならともかく、国の財政を預かる事務方のトップが、事もあろうにこのままでは国家財政は破綻すると発言するなど、言語道断です。実務トップのこうしたアナウンスは、通貨の信用を毀損し、国債金利の上昇を招くおそれすらあるからです。

例えば、一部上場企業の社長が、このままでは我が社は倒産すると発言したりすれば、解任されて当然ではないですか。今回は大したことはないかもしれませんが、こんな当たり前の四則演算もできない人物が、この国の財政をハンドリングしていると思うと空恐ろしくなります。

2002年にムーディーズが日本の国債をシングルAに格下げしたとき、財務省は貴社による日本国債の格付については、当方としては日本経済の強固なファンダメンタルズを考えると既に低過ぎ、さらなる格下げは根拠を欠くと考えている。貴社の格付判定は、従来より定性的な説明が大宗である一方、客観的な基準を欠き、これは格付の信頼性にも関わる大きな問題と考えている。日、米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。デフォルトとしていかなる事態を想定しているのかと猛烈な抗議を行っています。国内向けと外国に対して真逆のメッセージを発するのは、ダブルスタンダードではないでしょうか。

960万円の所得制限については、給付事務の省力化を狙った児童手当支給のスキームの利用だと思われます。しかし、16歳から18歳を含めてしまったことにより申請方式を採用せざるを得なくなり、スピード感のある支給は不可能になってしまいました。自民党内からは世帯合算の所得制限にすべきという声も上がり、どれだけけちなのかと思うと同時に、スピード感のある給付にする気はないんだ、という印象を持ちました。金持ちにも給付するのか、そんな人の嫌らしい嫉妬心をあおるポルノまがいの批判で人気取りをする、イソジンでうがいをする人もいますが、スピード命で全員に給付すべきだと思います。

後から税として回収するという手もあります。現在、給付金は非課税収入として制度設計されていますが、これを税法上の収入として認定してしまえば、所得控除額以下の非課税世帯を除いて、担税力に応じた課税により給付金の一部を回収することができます。それでも高額所得者の懐には幾分残ってしまうじゃないかという批判の声が聞こえてきそうですが、一定所得以上の人には税額加算を行う時限立法の税法改正をしてしまえば、給付金全額の回収も可能です。さばいた魚をカウンターに置く前に、余計なオペレーションを挟むべきではありません。お帰りの際に精算してもらえばいいだけの話です。

そもそも給付金の話に限らず、累進カーブは妥当なものなのか、金融所得に対する分離課税は金持ち優遇になっていないか、課税逃れの温床となっている様々な租税特別措置の見直しが必要ではないか、消費税の導入以来、その税収を財源として度々行われてきた法人税率の引下げや最高税率の引下げは、不公平感を増大させ、個人消費を落ち込ませるものにしかっていないのではないか、といった税体系全体の議論が必要ではないでしょうか。税務課長の御所見をお聞かせください。

引き続いて、税の公平性についてお考えをお伺いします。

今の日本で、率としての税負担が最も重いのが1億円プレーヤーと呼ばれる人たちです。恐らく自力で稼ぐことのできる最高水準クラスの所得となります。もちろんもっと多く稼ぐ人もいますが、スポーツ選手やミュージシャン、作家やクリエイターの世界で、年収1億円というのが一流と呼ばれる人たちの一つの目安となります。この所得を超えると、金額が大きくなればなるほど、逆に税負担率は下がっていきます。所得に占める資産収入の割合が高まることと節税対策が効いてくるからです。

年収50億円の人たちの、社会保険料や年間に支払う消費税総額も含めた公租負担率は、一般のサラリーマンと大差ない率にまで下がります。ゼロが多過ぎて、月収で4億円を超える人たちの暮らしぶりは想像できませんので、もう少し現実的な数字を考えてみたいと思います。日本では毎年3,000件以上のラーメン屋が新規に開業し、同じ数だけ潰れていきます。頑張っ行列のできる人気店に育て上げても、月間利益100万円を達成するのは並大抵のことではありません。一流企業に就職しても、月給100万円をもらえるのはほんの一握りで、しかも熾烈な競争に勝ち抜いて、定年前に役員になることができ初めて手にすることができる金額です。東大を卒業してキャリア官僚となったとしても、大部分の職員は中堅となっても月収40万円程度で、月給196万円の事務次官となれるのは各省庁たった1人だけです。

一方、FXやデイトレード、情報商材やせどり・転売などで月100万円稼いでいる人は珍しくありません。ふだんあまり意識していませんが、家賃収入が月100万円以上ある家主さんは皆さん方の周りにも結構な数いらっしゃるのではないのでしょうか。

たかだか月100万円程度の中間所得者に対する課税強化を望んでいるわけではありませんが、才能のある人が努力して汗水流して働いて、宝くじ並みの幸運に恵まれてやっと手にする所得と不労所得が同じ税率であることに疑問を感じるのは、私だけでしょうか。税務課長の御所見をお聞かせください。

次に、マイナンバー制度についてお伺いします。

まず、マイナンバー制度の普及率について、国、県、本市の状況についてお答えください。

本市では、現在マイナンバー普及のために専門窓口を設置していますが、稼働状況についてお教えください。マイナンバーカードにクレジット情報をひもづける理由は何だとお考えですか。また、このことによって、こういった行政サービスの向上が期待できるとお考えか、市長の御見解をお聞かせください。

マイナンバー問題については、村田議員が度々取り上げてこられていました。そのたびに独

自の視点で問題点を指摘してられました。それに対して、同僚議員は言うに及ばず、執行部も含めて周りは極めて冷ややかな反応であったと思います。私自身もそこまで心配する必要はないんじゃない、という思いでした。むしろいずれ機会を見て、自身もマイナンバーカードを作ろうかとすら考えていました。

ところが、選挙が終わった途端、給付金の論議のどさくさに紛れて、マイナンバーカード取得で5,000円、健康保険証とひもづけて7,500円、預金口座とのひもづけで、さらに7,500円支給、なんて話が出てきました。怪し過ぎるでしょう。絶対に何かたくらんでいる気がします。何年も会ってなかった友人が突然訪ねてきて、一緒に自己啓発セミナーへ行こうと誘ってくるくらい怪しい。初めて気がついたというよりは、下品で見え透いた毛針を見せられて、一気に興ざめしてしまったというのが近いかもしれません。村田議員には心からお詫び申し上げます。公文書を改ざんし、そのことを反省すらしない。あまつさえ改ざんに積極的に加担した人ほど出世していく官僚機構を、一瞬でも信じた私がばかでした。ごめんなさい。

マイナンバーの議論は、消えた年金問題への反省から始まりました。制度ごとにばらばらであった個人識別を一元化し、行政サービスに遺漏がないようにするのが目的でした。当初から国家による監視強化につながるのではないかとの懸念は根強く、政府は繰り返し、むやみな個人情報ひもづけは行わないと説明してきました。ところが、いざ蓋を開けてみると全部乗っけで、その上ほかにもトッピングできるメニューはないか探している、はいじい迷作劇場のような状態になっています。むやみな個人情報のひもづけは行わないとの政府答弁は、どこに行ったのでしょうか。こういうやり方は正しいでしょうか。制度導入の目的や立法趣旨に沿ったものになっているのでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

税務課長にお伺いします。行政サービスに遺漏がないようにするためには、各種のサービスを住民ナンバーにひもづけすることで事が足り、IDカードを持つ必要すらないと思いますが、御所見をお聞かせください。

行政サービスに遺漏がないようにすることは当然の行政の責務ですが、それ以外に24時間コンビニで住民票などが取れることと、写真付きのカードであれば身分証明書代わりに使えるということくらいしかメリットが思い浮かびません。この先の人生でコンビニで住民票を取らなければならぬ必要性が何度あるか分かりませんが、クレジット情報や受診履歴を差し出すリスクに見合う利便性だとは思えません。マイナンバーカードを住民が持つことのメリットは何だとお考えか、市民課長の御所見をお聞かせください。

そもそもコンビニで住民票を取らなければいけないというのは、どのような場合でしょう。

私の場合は、住民票を交付していただいたのは、この20年間で選挙を除けば法務局の登記と年金の手続のための3回だけです。住民票の提出が必要なのはフォーマルな場面だけで、時間外に住民票を添付して、と求められることは考えにくいと思います。仕事をしている方であったとしても、このようなフォーマルな場面に対応するのに、住民票だけは時間外に取りたいというニーズが多いとは思えません。時間帯の問題でなければ駐車場の問題でしょうか。市役所はコンビニよりも利便性が悪いですか。コンビニは市役所より密を避けることができますか。数の問題ですか。支所機能の充実、保健センターや市民館など行政機関窓口での交付拡大のほうが、コンビニ交付よりプライオリティーが高くないですか。

本議会には、マイナンバー取得率の向上を目的に、令和4年度からコンビニ手数料の引下げ改定を行うための準備に係る検証確認作業委託料の補正が組まれています。そもそも昨年度コンビニで交付された住民票は何通だったのでしょうか。また、本年度11月末までにコンビニで交付された数が分かれば教えてください。

コンビニ交付システム導入にかかったイニシャルコストと毎年かかる保守委託料のほか、システム維持のためのランニングコストは総額でどれだけになるかお答えください。また、これらのコストを交付件数で割った1通当たりのコストはどれだけになるか、お答えください。

コンビニエンスストアが村内に一軒もない馬路村の村民5人に1人がマイナンバーカードを持っていることが驚きです。村民はそのほとんどが顔見知りで、自分を自分であると証明する必要すらありません。必要性なんか全く関係なく、お上のなさることに間違いはないのだから、作れと言われたから何の疑いもなく従順に従った住民の割合が5人に1人であったということだと思います。逆に、何の必要性がある、とか、メリットは、とかいう面倒くさいやつを選別できて、為政者にとっては都合がよいのかもしれませんが。

何の必要性があるのかには全く触れず、もうみんな持っているから作ったほうが良いよと、まるで小学生が親にゲームボーイをねだるときのようなせりふでマイナンバーを勧めてくる佐々木蔵之介のCMを時々ネットで見かけます。あったらいいものは大抵なくてもいいもので、いつか使うかもしれないもののいつかは永遠にやってこない、とやましたひでこさんもおっしゃっています。近藤麻理恵さんふうに言えば、マイナンバーにときめきを感じません。

カードでお買物をすればポイントがつくのは当たり前過ぎて、マイナポイントにも疑問を感じなくなりましたが、果たして当然のことでしょうか。クレジットカード決済すれば、たとえ金利・手数料のかからない一括払いであったとしても、事業者はクレジット会社に一定割合の手数料を支払わなければなりません。この手数料は価格に転嫁され、最終的には消費者が

負担しています。クレジットカードのポイントは、この一部が還元されているにすぎません。

一方、マイナポイントは価格転嫁されておらず、原資は全て税金が充てられます。こうした税金の使われ方は正しいでしょうか。税金を使ってまで手に入れたい情報とは何なのでしょう、市長の御見解をお聞かせください。

クレジット情報をクレジット会社が管理していることと、国がそれを把握していることは全く別物です。去年の申告額の割にかなり多くのお買物をしているようだけど、本当はもっと収入があるのでは、と税務署に言われる可能性もあるということです。消費傾向と読書履歴を知ることができれば、かなりの高い精度でどのような人物か類推することができます。これは、政府にとって都合のいい人物であるかそうでないか、選別することも可能になるということの意味します。

生涯学習課長にお伺いします。将来的に図書カードとマイナンバーカードをひもづけする予定があるかどうか、お答えください。

架空口座、匿名口座を作ることは事実上不可能になっており、マイナンバー制度の導入に当初期待されたほどの犯罪抑止効果や脱税防止効果はありません。反社のしのぎはそのほとんどが現金商売ですし、既に随分と以前から銀行や証券会社をマネーロンダリングに使うことは困難になっていました。むしろカジノが合法化されたら、資金洗浄ははるかに容易になります。犯罪抑止効果が薄い一方で、金融所得への分離課税など高額所得者への優遇措置は放置したまま所得捕捉率を高めることは、性風俗店などに匿名で働くエッセンシャルワーカーに対する弱い者いじめにしかならないのではないかと、との指摘は以前からされていました。税務課長の御所見をお聞かせください。

近い将来、臓器提供カードや遺伝子情報もひもづけするよう求められるようになったとき、初めて多くの方は自分が取り返しのつかない間違いを犯したことに気づくのでしょうか。ある程度国民にマイナンバーが行き渡った段階で、かつての外国人登録証のように、IDの常時携帯義務づけを考えている可能性もあります。かつて警察官が検挙ノルマを上げるために、風呂屋の前で外国人に職務質問していた光景が忘れられません。ポイントをつけてやるとか、金を支給してやると言えば、国民はだまされてくれると考えているのでしょうか。

主権者教育という観点から、教育長にお伺いします。

簡単にSNS上で情報発信できる世の中になりました。自分の情報は自分で守るというのが、これから求められる重要なリテラシーではないでしょうか。むしろ甘い言葉にだまされてはいけないことを教えるのが、教育の役割ではないですか。教育長の御所見をお聞かせください。

監視社会への警戒は、取り越し苦労の被害妄想でしょうか。私たちは既に監視社会に生きています。警察はNシステムをどこに配備しているか明らかにしていませんが、主要な幹線道路を使う限り、全ての車両の位置は把握されます。現在、公安は行動確認対象の24時間尾行・監視や党幹部宅の盗聴などのクラシックな諜報活動は行っていません。対象が保有する車両ナンバーを登録しておけば、ある程度の行動確認はできるからです。主要な空港や駅には、既にN E Cや日立が開発した顔識別装置が導入され、試験運用が始まっています。これがサービスの向上を目的とするものでないことははっきりしています。

既にマイナンバーカードを作られた30%の方には御愁傷さまと言うほかありませんが、いまだ作られていない方には下品で見え透いた毛針に引っかかることなく、様子を見ることをお勧めします。免許証を持っていれば、本人確認で困ることはありません。甘い言葉で誘ってくる国の制度のアーリーアダプターになる必要は全くありません。マイナンバー制度の普及からは、ビッグ・ブラザーに支配されるディストピアしか思い浮かびません。むしろ権力者に都合のいいように歴史も公文書も書換え、個人情報を一元管理される「1 Q 8 4」の世界は遠い未来の悪夢などではなく、今ここにある危機そのものだと気づくべきではないでしょうか。

電子自治体の実現のためには、マイナンバーカードの普及はマストだなどと知ったかぶりを言う人がいますが、こういううっすらと頭の悪い人はどこにでもいますから、放っておけばよいと思います。様々な行政サービスを住民ナンバーにひもづけておけば遺漏は起こりませんし、本人がIDカードを持つ必要など全くありません。電子自治体を実現するというのは、そういうことではありません。

現在、佐川急便は、営業所間の長距離輸送の効率化のための運送ダイヤの決定はもちろん、ラストワンマイルのルート決定までA Iが行っています。機械のほうが得意なルーチンな事務作業は機械に任せてしまえばいい。それでいうと役所の仕事のかなりの部分をA Iに任せることができるはずですが、それで浮いた貴重な人的資源は、人間でなければできない仕事に集中させる。具体的にいうと、市民の話をしっかり聞いて記録に残す仕事です。

誤解を恐れずに言うなら、公務員の仕事は記録を残すことです。それも原則的には改変のできない紙ベースの記録が基本となります。後年、歴史的な検証に耐え得るのは紙ベース資料だけです。ミスノンで修正した痕跡も含めて、歴史の検証にさらされるからです。公文書の改ざんが公務員にとって最大のタブーであるのは、ここに理由があります。電子自治体のあるべき姿は、取扱うデータの量をむやみに増やして組織を肥大化させることではありません。むしろ機械に任せる仕事は任せて、ミニマムな組織に改編し、人でなければできない仕事に特化し、

市民に優しいユーザーフレンドリーな組織に生まれ変わることはないでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 中山研心議員の御質問にお答えいたします。

まず、給付金の目的ということでございますが、18歳以下の子供に対する1人10万円の給付金の狙いと目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております子育て世代を支援することだと考えております。

続きまして、南国市では全額を現金支給にすることを検討してはという御提案でございますが、5万円は現金支給をまずするというところでございまして、残り5万円部分につきましては、まだ制度の詳細がはっきりしていないところでございますので、制度の詳細の情報を収集し、判明した後、判断をしたいと思っております。

続きまして、マイナンバーカードにクレジット情報をひもづける理由はということでございますが、マイナポイント事業に関しましては、マイナンバーカードにより、キャッシュレスやクレジットなどの決済サービス事業でマイナポイントを利用するという手続をマイナンバーカードで行いますが、マイナンバーカードは単なる認証ツールとして利用されるものであり、これによりマイナンバーカードにキャッシュレス決済に関する情報が登録されたり、国が個人のキャッシュレス決済のデータを把握するために利用するといったことはないと思っております。また、このことによりまして市民への行政サービスが向上するといったことは想定していないところでございます。

マイナンバーカードにいろいろ情報をひもづけること、その制度導入の目的や立法趣旨に沿ったものになっているかという御質問でございます。

マイナンバーを行政手続で利用することとマイナンバーカードの利用は区別されています。まず、行政が個人番号を利用することについて定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、個人番号制度の目的を手続の簡素化による国民の負担の軽減と、個人番号を含む特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう適正に管理することが定められておりまして、南国市におきましても日々情報の取扱いには細心の注意を払っているところであります。また同時に、同法はマイナンバーカードにつきましては、行政事務処理の本人確認の簡易な手段として利用するとともに、行政事務以外のことにつきましても、マイナンバーカードの活用を図ることとされております。マイナンバーカードを利用すること

は、あくまで本人確認の手段として利用するものでありまして、カードの記録事項が不正に収集されることがないようにすることも定められておるところであります。

行政事務におきましても、独自で条例で定めることによりまして事務処理に利用する、例えば市が発行しています他のカードの機能をマイナンバーカードに持たせるといったことも可能であります。カードを利用するためにはシステム構築などが必要になってくることから、南国市は現在独自利用は行っていないところであります。このようにマイナンバーカードに法令で定められた情報以外の情報をひもづけて利用することは法律で認められておらず、現在も行われていないものと考えております。

税金を投入してまで手に入れたい情報とはということでございますが、クレジットなどの情報はあくまでもクレジット会社などの決済事業者が管理しているものでありまして、先ほど申し上げましたとおり、国はマイナポイント申込みによってこの情報を把握することはできないものと認識しているところであります。

続きまして、市民に優しいユーザーフレンドリーな組織に生まれ変わることはできないでしょうかということでございます。

総務省におきましても、政府が目指すべきデジタル社会のビジョンは、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化であり、自治体におきましては、まずは自らが担う行政サービスにつきまして、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとあります。中山議員がおっしゃるとおり、全庁が一体となって業務におけますデジタルの活用を進めることによりまして、様々な手続において市民一人一人のニーズに合ったサービスを行えることになるとともに、職員自らが業務効率化を図り、きめ細かい市民サービスを提供することができるよう、取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） 非課税世帯への10万円の給付金スケジュールということでございますけれども、こちらのほうが、正式名称が国のほうから金曜日に発表がございまして、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金という名称でございます。

オンライン説明会がございましたけれども、国の資料自体も未定稿で現在調整中という部分

も多く、詳細な内容は公表されておりませんので、現時点で詳細なスケジュールのお示しはできかねます。しかしながら、今後の国の大まかなスケジュールによりましたら、12月中に、国の補正予算成立後に支給要綱、補助金交付要綱、実務Q Aを市町村に発出をします。それを受けまして市としましては、年明け1月以降に、実施要綱の制定、補正予算の計上を行い、予算議決後に委託事業者等の契約を順次行う予定です。

今回はプッシュ型で給付するとのことで、提示された事業スキームイメージでは、マイナンバーの情報連携により課税情報から給付金の対象と思われる世帯に確認書を送付し、前回の臨時福祉給付金で口座情報を登録した方については、確認書の返送をしていただければそのまま登録した口座に入金を行います。それ以外の方につきましては、振込先の口座情報等を記載した確認書を市のほうに返送するという、従前の給付金と同じ手続で申請を行うとのことです。

○議長（浜田和子） 税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） 税務課からは4点、御答弁をさせていただきます。税務課長所見として答弁をいたします。

まず、税体系全体の議論といたしましては、租税原則に応能原則がございます。原則からいえば、所得や資産の多い者ほど税負担も多くなければ所得再分配機能が失われることとなります。地方税の固定資産税であれば、土地家屋を所有していることで担税力があると判断し、所得状況にかかわらず長期的な課税がなされます。沿岸部や北部中山間地域のような資産価値の低い地域でも、資産価値に応じた課税を行っております。このことと比較すれば、累進カーブで一定を超えるものや税率が固定の金融所得の分離課税、その他の優遇税制につきましては、公平性の担保という部分で疑問が残るものでございます。毎年、政府税制調査会にて議論が行われているところではありますが、広く意見を聞き、公平な税制をつくっていくべきと考えております。

2つ目は、税の公平性についてでございます。

社会保険料には負担上限が定められており、これは応益の部分で定められていると考えております。同じ税率につきましては、様々な特例措置により節税という名目で税の知識がある者が税額控除の恩恵を受けるといったことではなく、課税制度としては先ほども申しました応益の原則に沿ったシンプルな課税がなされるべきであると考えております。一般論として言えば、不労所得といわれるものと労働による収入が同じ税率ということであれば、疑問を感じる方もいらっしゃるのではないかと考えます。

マイナンバー制度のIDカードの必要性というところでございます。

現在、個人番号の税務課での利用は、個人住民税の遠隔地扶養認定の照会、国民健康保険税で転入者の前住地の所得確認のために利用をしております。また、提出した住民に係る保育料、介護保険料等の認定に係る照会、他の自治体からの照会への回答に利用されております。

マイナンバーカードの利用で市民の皆様の利便性が向上しているものは、確定申告がICカードリーダーまたは読み取り対応可能なスマートフォンでマイナンバーカードを認証すれば、電子申告が可能となっております。ただし、マイナンバーカード未取得の方のために、代替手段として税務署で専用のID、パスワードを登録した場合、マイナンバーカードがなくとも電子申告が可能となっております。現在のところ税務課での照会、確定申告ともにマイナンバーカードは不要でございます。

マイナンバー制度関連で優遇措置と所得の捕捉率についてでございます。

税関係でマイナンバー制度導入当時に予定された効果は達成されていないものと考えております。また、優遇税制の放置というところでは、より公平性の高い税制を望むのみでございます。所得の捕捉率につきましては、常に向上させる努力をすべきだと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 中山議員のマイナンバー制度に関する御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及率についてでございますが、現在、国の普及率が確認できる最新のものである11月1日現在の数字でお答えいたしたいと思っております。国全体で39.1%、高知県31.7%、南国市29.1%でございます。

次に、マイナンバー普及窓口の稼働状況でございますが、マイナンバーカード専用窓口につきましては、窓口カウンターでの対応につきましては、ほぼ予約で埋まっている状態で運用しております。令和2年度の年間利用件数は、マイナンバーカードの交付5,154件、マイナンバーカードの申請支援2,594件、マイナポイントの申請支援5,582件など、1万4,000件以上の御利用がありました。令和3年度は、10月までの数字でございますが、8,302件となっております。この窓口につきましては、そのほか税務署やスーパー、ワクチン接種会場、公民館などでの出張受付を行っております。

次に、マイナンバーカードを住民が持つことのメリットでございますが、市民の皆さんがマイナンバーカードを持つことでのメリットは、申請などの手続をスマホなどで行えるサービス

が今後拡充されることで感じていただけるようになるのではないかと思います。現在、国では31の手続についてオンラインでの申請を可能とするように示しています。その中で市町村の関係は、子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続の合計27の手続です。全てがオンラインで完結をするわけではありませんし、対面での申請を希望される方は少なからずいらっしゃると思いますが、オンラインでの手続を希望される方にとっては、平日時間を取って来庁することなく申請ができたり、市役所での待ち時間や手続時間は一定削減されるものと思います。また、今回のような給付金事業に当たりましては、支給口座の登録によりまして申請書に記載された口座を職員が入力をする、また振込不能な場合に再度確認を行うといった業務コストや作業の遅延なども避けられることと思います。

なお、直近では、今西議員の御質問に先ほど保健福祉センター所長がお答えいたしましたとおり、マイナンバーカードとスマホを使って利用できるサービスとして、ワクチン接種証明のサービスも12月20日に開始が予定されております。

次に、コンビニで住民票を取らないといけない場合とはどのような場合かということですが、現在、行政の公的な手続に住民票の情報が要る場合、番号法で情報連携が認められているものがほとんどですので、現在住民票を取られている方の多くは民間の手続に必要な方ではないかと考えております。その中でコンビニを利用される方については、市外のコンビニで利用されたり、休日や夜間に利用されている方も一定いらっしゃいますので、職場の近くまたはお仕事が終わってから取られている場合があるのではないかと思います。

次に、市役所はコンビニに対して利便性が悪いのかということですが、コンビニ交付のメリットとしては、コンビニの店舗数の多さと対応できる時間帯が上げられます。コンビニ交付であれば朝6時30分から夜の11時まで、いつでも市外であっても、コンビニがあれば必要なときに住民票と印鑑証明を取得できます。コンビニ交付だけで市役所窓口の密が解消されるわけではありませんけれども、市役所の窓口には年度が替わる時期には毎年多くの方が手続に来られます。今年度も新型コロナウイルス感染症を不安に思われながらも、窓口によくの方が来られました。

例えば今年の4月2日の状況で申し上げますと、窓口で住民異動届が51件、住民票の交付143件、印鑑証明書の交付30件という申請がありました。無論窓口では携帯の番号をお聞きして、駐車場や窓口以外でお待ちいただくようお願いはしてはしておりましたが、それでも多くの方がカウンターの近くやホールでお待ちになっており、ほぼ一日中、窓口はソーシャルディスタンスを取るといったことができない状態でした。このような状況が望ましいものであるとは、と

でも思えないというところがございます。

コンビニ交付だけではこの課題が解決するわけではありませんが、直近の11月、一月の数字で申し上げますと、コンビニでの住民票と印鑑証明の交付数はそれぞれ54件と18件ですが、市民課の窓口で申請をされた方のうち、住民票823件と印鑑証明440件がコンビニで取得いただくことが可能な種類のものでした。

お一人お一人については、もちろん先ほど議員おっしゃいましたとおり、1年に一回もないことが多い住民票などの申請も、市民全体ではこのような数字になっております。コンビニ交付であれば、交付申請書を書く必要もなく、夜間や休日にも利用可能など、利用される方には利便性があります。もっと多くの方に利用していただいて、少しでも窓口の密解消につながればと考えております。

次に、コンビニで交付された交付数でございます。

令和2年度の交付数は、住民票354通、印鑑証明227通です。本年度11月までの交付数は、住民票405通、印鑑証明187通です。

次に、コンビニ交付に係るコストでございます。

コンビニ交付導入にかかったイニシャルコストは880万円、ランニングコストは1年間で419万8,741円で、ランニングコストで換算すると令和2年度は1通当たり7,227円、本年度はこれまでのところ4,728円のコストがかかっております。イニシャルコストをこの交付数で除するということは、正確性についてっていうところはありませんけれども、イニシャルコストをこれまでの交付数に加えますと、それぞれ1万4,729円、また1万2,230円となります。

なお、コンビニ交付に係る費用につきましては、本年度までは2分の1が特別交付税の対象であることを申し添えます。以上です。

○議長（浜田和子） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 自分の情報は自分で守る、甘い言葉にだまされてはいけないと言われてきましたが、一般論として考えてもおっしゃるとおりであり、特に情報化社会で生きていくためには大切なことであるというふうに考えております。

学校教育におきましては、情報化社会の光と影について指導していきます。情報化社会の光とは、高度情報化社会の中で瞬時に全世界に情報のやり取りができることにより、24時間の経済活動が可能になり、双方向でのコミュニケーションができるという利点があります。しかし一方では、その利便性により様々な問題、影を抱えていることも事実であり、高い倫理性を求

めていることも事実です。このような課題を解決するためには、1つは技術的に解決をする方法、セキュリティー等の技術開発、2つ目は法制度や規則、またガイドラインの策定による解決策、3つ目は私たち自身がこの問題に関心を持ち、情報倫理の視点を持って解決するということではないでしょうか。

御質問にありました主権者教育という観点からということですので、この3点が実現できる社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することが、私たちの役割ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 図書カードとマイナンバーカードのひもづけの御質問でございますが、現在のところ図書カードとマイナンバーカードをひもづけすることを予定はしてございません。以上です。

○議長（浜田和子） 中山研心議員。

○13番（中山研心） 18歳以下の子供に対する1人10万円の給付金の狙いと目的について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯を支援することだと御答弁がございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯とは18歳以下を含む世帯だけですか。子供のいない家庭は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないとも思っていますか。主たる生計維持者の年収が960万円以上ある世帯にコロナは素通りしてくれますか。子育て支援課の作った答弁書ではなく、市長の言葉で再度の答弁を求めます。

残り5万円部分については、詳細はまだ分からないので答えられないとのことでしたが、現金支給できる可能性があるなら、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

税の公平性については、本来国がしなければならないアップデートを怠っているために、税務課長の御所見をお伺いしました。自治体として何か対応できるわけではないことを問われて迷惑に思われたかもしれませんが、問題意識を持ちながら実務に当たるのとそうでないのは市民に対する接遇に差が出ると思うので、あえてお聞きしました。

マイナンバーについては、ぐだぐだの答弁をいただきました。短く要約すると、マイナンバーカードを住民が持つことのメリットはほとんどない、このままでは普及が進まないのでポイントをつけたり、手数料を引き下げて差別化を図る餌をぶら下げている、情報管理による統制は今のところ行わないと言っているが、将来は分からないということではないかと思えます。答弁にはありませんでしたが、健康保険をマイナンバーにひもづけるのは何のためだと思いま

すか。現状何の問題もなく回っているシステムにマイナンバーを割り込ませるわけですから、マイナンバーカードに健康保険の資格情報を突合せさせる余計なオペレーションが必要になりますし、医療機関や薬局などもこれに対応させるシステム改修が必要になります。うんざりするような手間とお金をかけてまで健康保険をひもづけたい理由とは何でしょう。みんな薄々気づいているようですし、認めたらどうですか。膨れ上がる医療費を抑制するために、重複診療を規制し、無意味に処方されている医薬品を量的に削減するのが目的だと。私自身は無原則に膨れ上がる医療費を抑制するためには、患者に対してむやみな重複診療を控えるように啓発したり、医者に対して減薬に協力していただくようにアプローチすることは必要だと考えています。

しかし、こんなやり方は違うと思います。恣意的にルールをつくり、枠をはみ出したものを規制するのではなく、個々の事情に応じて判断する、最終決定は患者自身が行うという原則が守られるべきだと考えます。国から見れば不必要な重複診療に見えたとしても、患者にとっては不可欠なセカンドオピニオンかもしれないからです。仮に医療費の削減のためにマイナンバーを使うなら、そのために医療情報を使う可能性があることをアナウンスしておく、フェアなアカウントアビリティが必要だと思うのですが、市長の御所見をお聞かせください。むしろ何の目的もなく金をばらまくのは勘弁してほしいと思います。

マイナンバーによる国民統制の危険性についてですが、権力が目的外に情報を使わないとも思っていますか。自動車の登録は車両運行法上必要な行政手続ですが、1問目でも申し上げたとおり、警察はNシステムで所有者の了解なく車の位置情報を得ていますし、高級車を登録した翌年には税務調査が入るといのは誰でも知っています。国が目的外に情報を利用するはずがないと自信を持って言い切れませんか。市長の御所見をお聞かせください。

主権者教育という観点からの教育長へのお尋ねについては、一般論として考えればおっしゃるとおりとお答えがありました。一般論としてお聞きしていますので、一般論でお答えいただければ十分です。全ての子供たちがセキュリティー等の技術開発に携わるエンジニアになれるわけではありませんし、法制度や規制をつくる側になるわけではありませんので、後段の3項目については余計な答弁です。

自治労出身の私が、役所はシンプルでミニマムな組織に生まれ変わるべきだなどと言うと様々なハレーションが起きますが、本当にそれが必要だと思っています。地方公務員の数は現在約276万人で、ピークだった1994年の約328万人に対し、数で52万人、率にして16%が減少しています。それだけ仕事が減ったのかというと、逆に住民ニーズは多様化し、業務量をはるかに増えてきました。その分は仕事の効率化と職員の努力によって補われてきました。マイナンバ

一の普及や電子自治体を前のめりに進めているのは、仕事を増やし組織を肥大化させ、あわよくば天下り先を増やしたいと考えている官僚たちです。これは官僚の本能ですから仕方ありません。政治家には別の思惑があるのかもしれませんが。こんな人たちの口車に乗せられて仕事が増えたとしても、役所が肥大化するのを住民が許してくれるわけがありません。もうそんな時代ではなくなっています。

話は脱線しますが、私が高知市役所に採用された1984年当時、職員給与の銀行振込はされておらず、現金支給でした。給料日になると各課の庶務担当者が動員され、金種別に分けられた現金を袋詰めし、3,300人分の給与袋を作っていました。今考えると、何とどのんきで無益な作業をしていたのだらうと思ってしまいます。作業の初めのうちは、ウメさん、ウメさんとか言いながら職場のうわさ話に花を咲かせながら、のどかに進んでいきますが、終盤になって5円玉の数が合わなくなると、既に袋詰めが終わった給与袋から現金を全部出して、最初から数え直すとかいった笑えないトラブルも頻発していました。10年、20年後に今の役所の仕事を見たときに、何て無駄な人の使い方をしていたのだらうと思うようなことはきっとたくさんあるだらうと思います。機械やAIが人間の代わりにしてくれるなら任せてしまえばいい、機械に仕事を奪われて、人は機械に隷従し、人間性を失ってしまうというのはモダンタイムスの時代の価値観です。人間が人間らしく働くためにこそ、イノベーションは便利に使いこなせばいいと思います。逆にマイナンバーカードの普及のために仕事のやり方を変えたり、人間がそれに合わせたりというのは違う気がします。

入院すると、病院側から患者から得た情報は治療に必要なこと以外には使わないというコンプライアンスシートを見せられるのですが、役所仕事ではついぞお目にかかったことがありません。むしろ役所が得た情報を共有するのは当たり前、どう使おうと勝手だという傲岸な姿勢を感じる場合があります。報告、連絡、相談を怠らず、行政情報の共有化を徹底する一方で、個人情報の取扱いは慎重に、むやみに部署間で情報共有は行わないという意識改革が必要ではないかと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

以上で第2問を終わります。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 中山議員の2問目にお答えいたします。

まず、18歳以下の子供に対する1人10万円の給付の狙いということでございますが、やはり子育て世代の方々、子育てをする上でコロナの影響を受けている子供たちに対する費用というものはやはりかかるということにもなってこようと思ひまして、やはりその影響を子育て世

代は受けているということが大きいのではないかと思います。そういったことで、子育て世代を支援するということが、その目的であると思っております。

続きまして、健康保険証でございますが、健康保険証をその他方、医療費とかそちらのほうに使うのではないかとということで、その目的外の使用をするというようなことを考えていると、このように御意見を言われたように思うところでございますが、やはり健康保険証、マイナンバーカード自体は国のほうとしましてその普及を促進している、利便性の高い社会を、行政サービスを実現するという目的で進めておると思っておりますので、そのマイナンバーカードの普及に併せ、やはり健康保険証を常に持参するということがマイナンバーカードを持っていることによって保険証の省力化にもつながるといふことにもなりまして、その便利さということが上がるのではないかとということで、そのひもづけということが行われておるのではないかと、思っておりますので、この他方の利用ということを特に私は考えておるとは思っておりません。

目的外の利用は、今申し上げた保険証でございますが、その目的外の利用につきましては、先ほど言いましたマイナンバーカードの利用につきましては条例等で定めて利用することができるということでございまして、そのほかマイナンバーカードを作った方のカードの番号を目的外に利用するということは、もちろんそれは前提としてないと考えているところでございます。それを国会の議論とかでもいろいろあろうかと思いますが、そういった目的外の使用はされないようなチェック機能ということもなされていくように、やっぱりそういったことも確認もされていくのではないかと、思っているところでございます。

あと、市役所の中の個人情報、部署間の連携ということでございますが、あくまで個人情報は個人情報で守られていくべきものであり、常に個人情報保護の観点で審査等もしておりますので、ルールを持って、そちらを使う場合にはきちっと審査をした上で共有するというところで、むやみに共有化は今なされていないと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 中山研心議員。

○13番（中山研心） マイナンバーカードについては、制度としては問題ありだとしても、今さら南国市だけがやめるわけにもいかないのは理解していますから、実際の運用に当たっては、むやみに個人情報をひもづけ、国家による監視強化に積極的に加担することのないようお願いいたします。御所見をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今申しましたとおり、市の中でそちらの情報管理ということは慎重に扱

っております。個人情報保護という上では、大切にそれを遵守していきたいと思っております。以上です。

—————\*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明8日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時32分 延会